

第3期

陸別町子ども・子育て支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)

(案)

令和7年1月時点

陸別町

目 次

第1章 計画策定の趣旨	3
1 計画策定の背景と目的.....	3
2 計画の位置付け.....	4
3 計画の期間.....	4
4 計画の策定体制.....	5
5 子ども・子育てに関する主な法律・制度.....	6
6 持続可能な開発目標（SDGs）について.....	8
第2章 子ども・子育て家庭を取り巻く状況	11
1 人口の動向.....	11
2 子育て支援の状況.....	15
3 将来人口推計.....	17
4 ニーズ調査結果.....	18
5 本町における子育て支援に関わる課題.....	28
第3章 基本的な考え方	31
1 計画の基本理念.....	31
2 計画の基本的な視点.....	31
3 計画の基本目標.....	33
4 計画の体系.....	35
第4章 子ども・子育て支援事業計画	37
1 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正.....	37
2 計画の基本的記載事項.....	37
3 教育・保育提供区域の考え方.....	38
4 教育・保育の提供体制の確保.....	40
5 地域子ども・子育て支援事業の充実.....	45
第5章 分野別施策の展開	55
基本目標1 地域における子育ての支援.....	55
基本施策（1） 子育て支援サービスの充実.....	55
基本施策（2） 保育サービスの充実.....	56
基本施策（3） 児童の健全育成の取組の推進.....	56
基本目標2 母と子の健康の確保.....	57
基本施策（1） 子どもや母親の健康の確保.....	57
基本施策（2） 「食育」の推進.....	57

基本目標 3	子どもの教育環境の整備.....	58
基本施策 (1)	子どもや母親の健康の確保.....	58
基本施策 (2)	家庭教育への支援の充実.....	58
基本目標 4	子どもの安全の確保.....	59
基本施策 (1)	安全教育の推進.....	59
基本施策 (2)	防犯・防災計画の推進.....	59
基本施策 (3)	有害対策の推進.....	59
基本目標 5	支援を必要とする家庭への取組.....	60
基本施策 (1)	児童虐待防止対策の充実.....	60
基本施策 (2)	ひとり親家庭等の自立支援の推進.....	60
基本施策 (3)	障がい児施策の充実.....	60

第6章	計画の推進に向けて.....	63
1	計画の推進.....	63
2	計画の進行管理.....	63

第1章

計画策定の趣旨

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的

我が国の少子化は急速に進行しており、合計特殊出生率は、平成29年では1.43、令和5年では1.20と減少傾向が続いています。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立や子育てに不安を抱える保護者の増加、共働きの増加に伴う低年齢児の保育ニーズの増大など、家庭環境や地域における子育てをめぐる環境の著しい変化の中にあり、これらの変化に対応すべく子育て環境の整備が求められています。

そのため、国においては、平成24年8月、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て関連3法」を成立させ、これらの法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」の開始に当たり、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、市町村ごとに「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとし、令和元年10月からは、子どもたちに対し生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的として幼児教育・保育の無償化が実施されるとともに、共働き家庭等の「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「新・放課後子ども総合プラン」を策定するなど、子ども・子育てに関する新たな取り組みを進めてきました。

令和5年4月には、こども政策をより強力に推進していくため、「こども家庭庁」が設立され、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。さらに、同年12月には少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの大綱を一つに束ねた「こども大綱」が策定されました。

陸別町（以降「本町」という。）では、子ども・子育て支援法に基づき、平成26年度に「陸別町子ども・子育て支援事業計画」、また令和元年度に「第2期陸別町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「教育・保育施設等の計画的整備」や「質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供」、「地域子育ての支援の充実」に向けた施策を推進してきました。

「第2期陸別町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で計画期間満了を迎えることから、社会環境の変化や本町の子育てを取り巻く現状、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、子育て支援の取組をより効果的に推進するため、「第3期陸別町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定いたします。

2 計画の位置付け

(1) 法的位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に規定する「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（市町村子ども・子育て支援事業計画）」にあたる計画です。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえ、道の「子ども・子育て支援事業計画」や「陸別町総合計画」を上位計画とする本町の各種関連計画と整合を図ります。

また、この計画は、以下の内容を内包した本町の子育て支援に関する総合的な計画とします。

○次世代育成支援行動計画

国の「次世代育成支援対策推進法」による市町村行動計画を内包する計画として策定

○母子保健計画

厚生労働省通知に基づく「母子保健計画」の趣旨を盛り込んだ計画として策定

○子どもの貧困対策

国の子どもの貧困対策推進法や子どもの貧困対策に関する大綱の制定を踏まえ、本町の子どもの貧困対策に関する趣旨を盛り込んだ計画として策定

(2) 他の計画との関係

本計画は、「第 6 期陸別町総合計画」を上位計画とし、本町における児童福祉、母子保健・医療、教育関係などの子ども・子育てに関する諸施策を総合的に進めるための計画として位置づけられるものです。

また、町の関連個別計画との連携や整合をとった計画として策定するものです。

3 計画の期間

本計画の期間は、法に基づき令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とし、令和 6 年度に策定しました。また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行うものとします。

令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
第 2 期陸別町子ども・子育て支援事業計画									
					第 3 期陸別町子ども・子育て支援事業計画				

4 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定に当たっては、関係者及び町民の意見を広く聴取するため、地域の関係団体・機関や町民の代表等により構成される「陸別町子ども・子育て支援会議」を開催し、委員の皆様から本計画に係るご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、町民の子育て支援に関する生活実態や要望等を把握し、計画策定における基礎資料とすることを目的に、就学前児童・小学生児童の保護者を対象としたアンケート調査を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

陸別町では、町政に関する基本的な事項を定める計画などの素案に対し、町民が意見を提出できるようにすることで協働によるまちづくりの実現を図るため、パブリックコメント制度を導入しています。

本計画の素案をパブリックコメントの手続きにより公表し、令和X年X月XX日から令和X年X月XX日まで意見の募集を実施し、市民からの計画に対する意見等を精査しながら必要に応じて計画書に反映するなど、市民意見の反映に努めました。

5 子ども・子育てに関する主な法律・制度

■ 子ども・子育て関連3法成立以降の子ども・子育てに関する主な法律、制度

平成	法律・制度等	内容
24年度	子ども・子育て関連3法	子ども・子育て支援事業の策定が明記。
25年度	待機児童解消加速化プラン	平成29年度末までに40万人分の保育の受け皿を確保。(⇒平成27年に50万人分に拡大)
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	子どもの貧困対策計画の策定が明記。 (⇒平成26年8月29日子どもの貧困対策に関する大綱閣議決定)
26年度	次世代育成支援対策推進法	令和7年3月末までの時限立法に延長。
27年度	子ども・子育て支援事業計画	新制度開始。市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画スタート(計画期間:平成27年度~平成31年度)。
	保育士確保プラン	加速化プランの確実な実施に向け、平成29年度末までに7万人の保育士を確保。 (⇒平成27年に9万人分に拡大)
	少子化社会対策大綱改定	子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取り組みの強化。
28年度	子ども・子育て支援法一部改正	待機児童解消加速化プランにより40万人⇒50万人分に上乗せされた10万人分の受け皿確保について、内訳の5万人分を企業主導型保育の設置により対応。
	ニッポン一億総活躍プラン	保育士の処遇について、新たに2%相当の改善。平成30年度以降も保育の確保に取り組む。
	切れ目のない保育のための対策	待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化。
	児童福祉法改正	児童虐待についての発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化に向けた、児童福祉法の理念明確化、子育て世代包括支援センター設置についての法定化など。 (一部平成29年4月施行)

平成	法律・制度等	内容
29年度	子育て安心プラン	令和2年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率80%を達成。
	新しい経済政策パッケージ	「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる。
30年度	子ども・子育て支援法一部改正	事業主拠出金の率の上限の引上げ、充当対象の拡大、待機児童解消等の取組の支援、広域調整の促進による待機児童の解消（都道府県がまとめ役となる）など。
	新・放課後子ども総合プラン	令和5年度末までに放課後児童クラブの約30万人分の受け皿の拡大と一体型放課後子供教室の促進。

令和	法律・制度等	内容
元年度	幼児教育・保育の無償化	10月より開始。認可保育サービスや幼稚園、認定こども園の利用について0～2歳の住民税非課税世帯、3～5歳の全世帯を対象に実施。
2年度	子ども・子育て支援事業計画（第2期）	市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（第2期）開始。（計画期間：令和2年度～令和6年度）
4年度	子ども・子育て支援法一部改正	市町村子ども・子育て支援事業計画に定める任意的記載事項の追加、施設型給付費等支給費用に充てることができる事業主拠出金の上限割合の引上げ、子育て支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度の創設。
	児童手当法の一部改正	児童手当の特例給付について、高所得者を対象外とする。
5年度	こども家庭庁の創設	こどもの最善の利益を第一として、こどもの視点に立った当事者目線の政策を強力に進めていくことを目指す。
	こども基本法の成立	全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とする。
	こども大綱の閣議決定	これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定める。

6 持続可能な開発目標（SDGs）について

SDGs（エス ディー ジーズ）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことで、2030年までに達成する17の目標と169のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。SDGsは発展途上国だけでなく、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、自治体においても地方創生を推進するため、その達成に向けた推進が求められています。

本町においても、「誰一人として取り残さない」という包括的な視点のもと、全ての人の平等かつ公平な社会参画をめざし、取り組みを進めていきます。

本計画に関連するSDGsの目標は、以下のとおりです。



第2章

子ども・子育て家庭を取り巻く状況

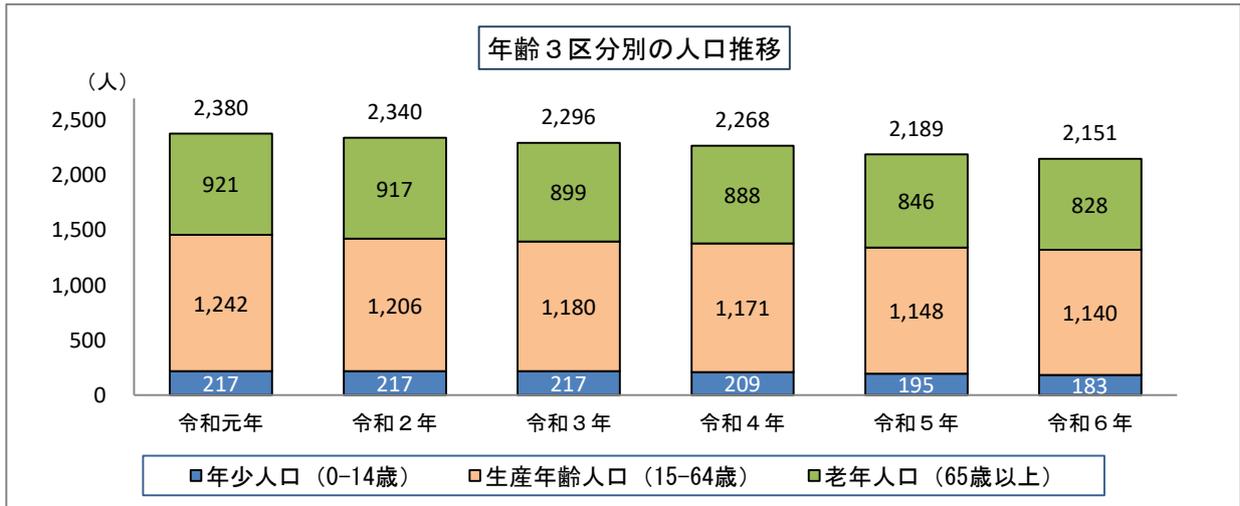
第2章 子ども・子育て家庭を取り巻く状況

1 人口の動向

(1) 人口の推移

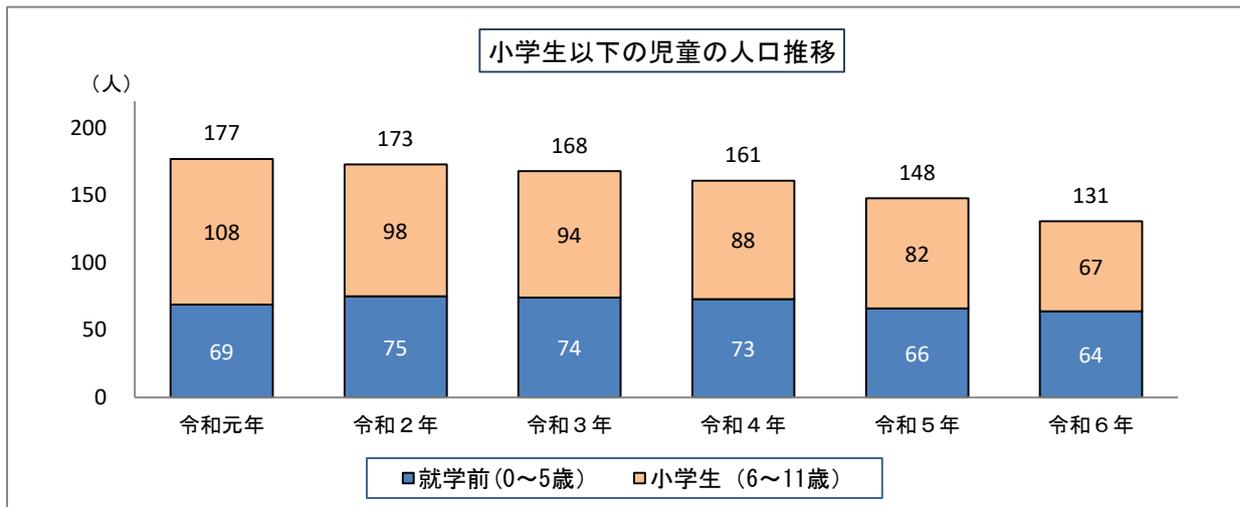
陸別町の人口は、令和元年の2,380人から令和6年には2,151人と年々減少しています。

年齢区分ごとに令和元年と令和6年を比較してみると、老年人口（65歳以上）が93人、生産年齢人口（15～64歳）が102人、年少人口（0～14歳）が34人と、全て減少しています。



資料：陸別町住民基本台帳（各年4月1日現在）

小学生以下の児童人口に関しては、就学前は令和元年の69人から令和6年の64人と年ごとの増減はあるものの減少しています。小学生に関しては令和元年の108人から令和6年の67人と年々減少しています。

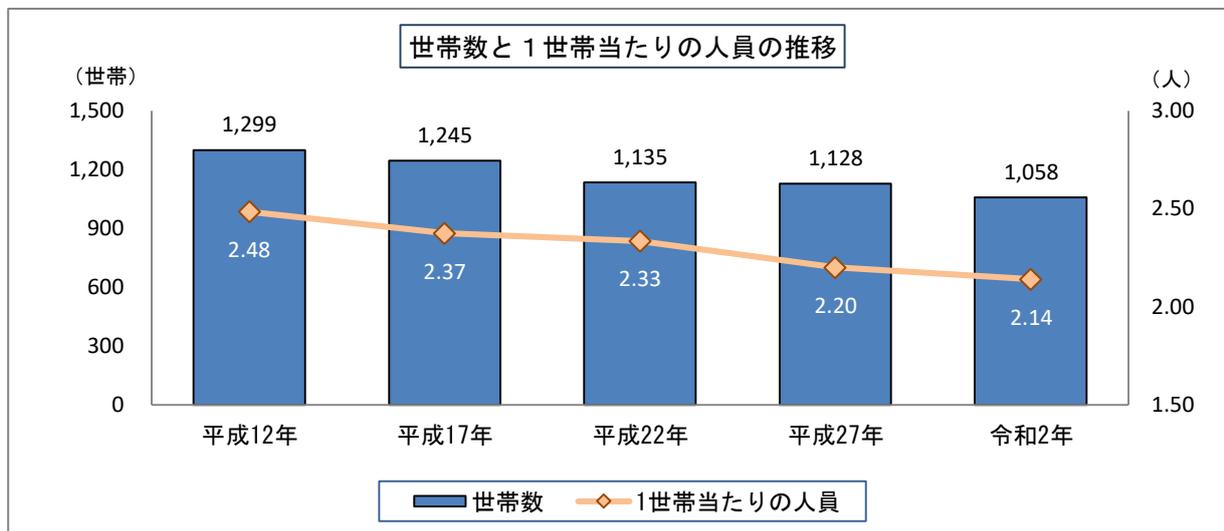


資料：陸別町住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 世帯数及び1世帯当たり人員の推移

国勢調査における世帯数は、平成12年の1,299世帯から令和2年には1,058世帯と年々減少しています。

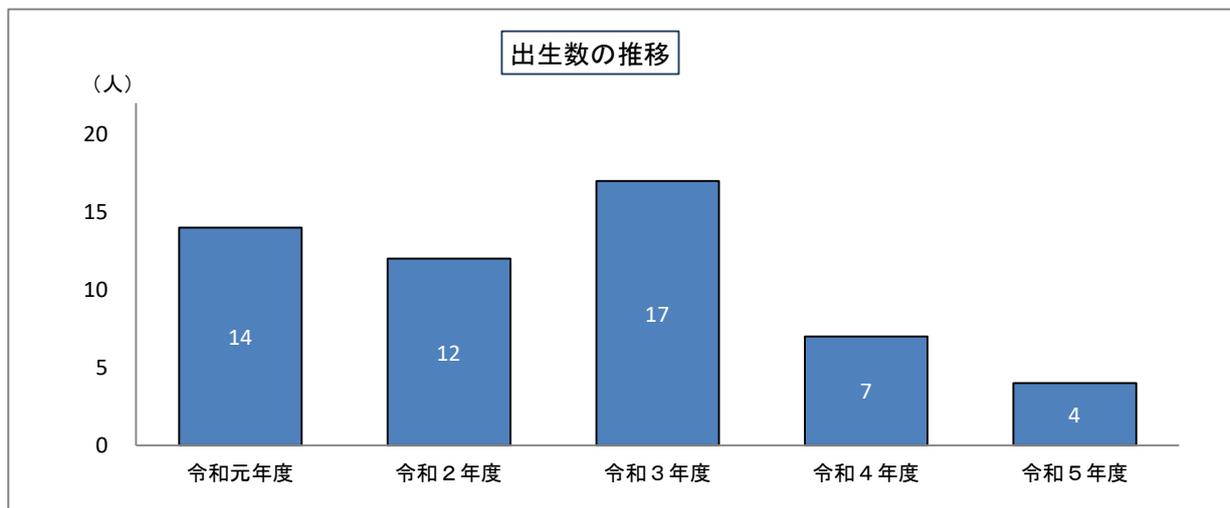
一方、1世帯当たりの人員は、平成12年の2.48人から令和2年は2.14人と年々減少しており、核家族化の進行がみられます。



資料：国勢調査

(3) 出生数の推移

令和元年度以降の出生数は年度ごとにばらつきがみられ、令和5年度には4人となっています。

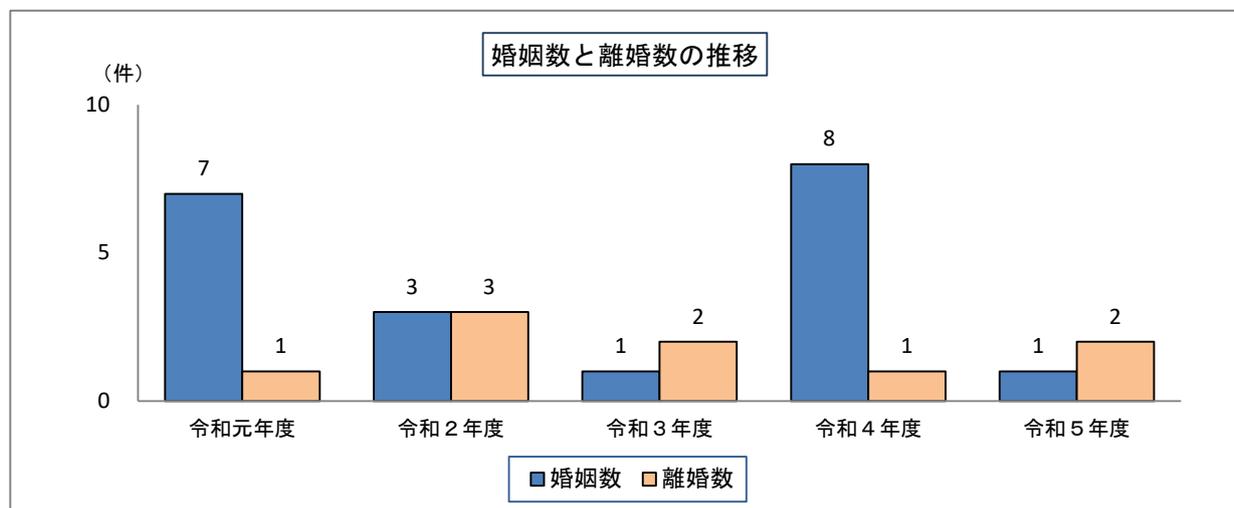


資料：陸別町（窓口受付分）

(4) 婚姻数と離婚数

婚姻については、令和4年度が8件と最も多く、令和3・5年度が1件と少なくなっています。

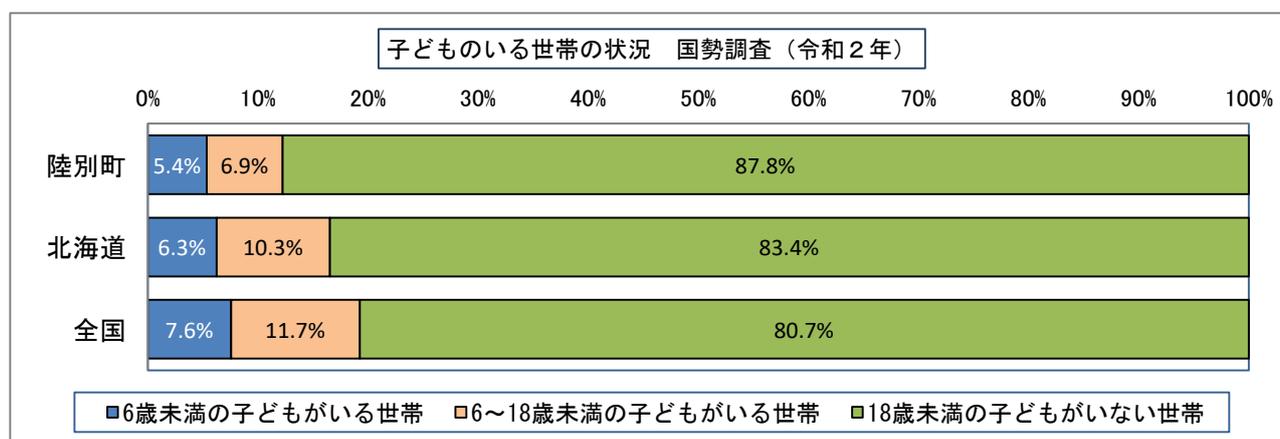
また、離婚については、令和2年度が3件と最も多く、令和元・4年度が1件と少なくなっています。



資料：陸別町（窓口受付分）

(5) 子どものいる世帯の状況

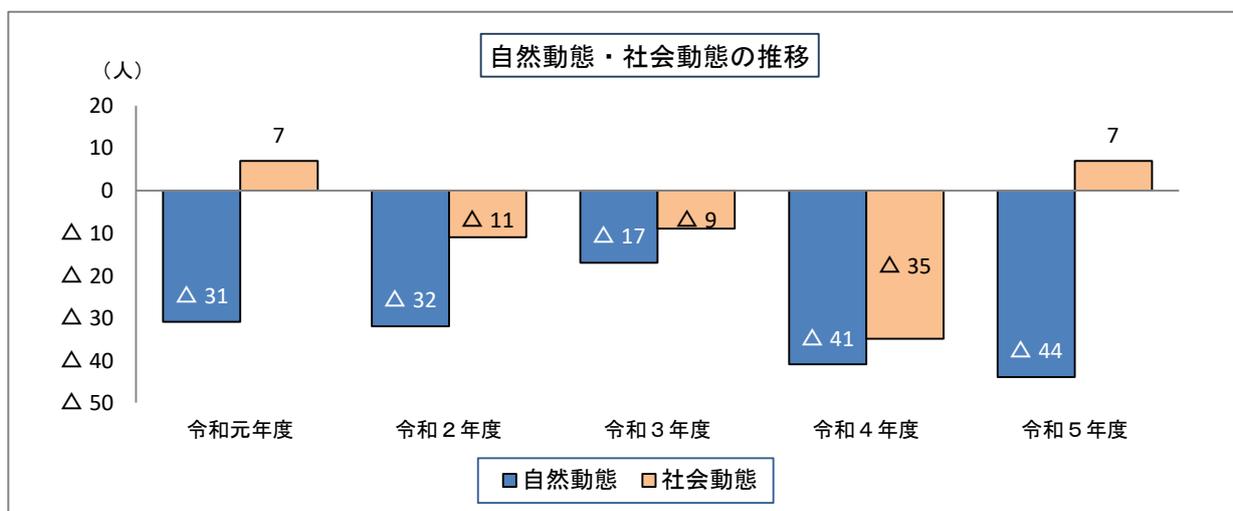
子どものいる世帯の状況では、「6歳未満の子どもがいる世帯」、「6～18歳未満の子どもがいる世帯」とともに、全国水準、北海道水準を下回っています。



資料：令和2年国勢調査

(6) 自然動態・社会動態

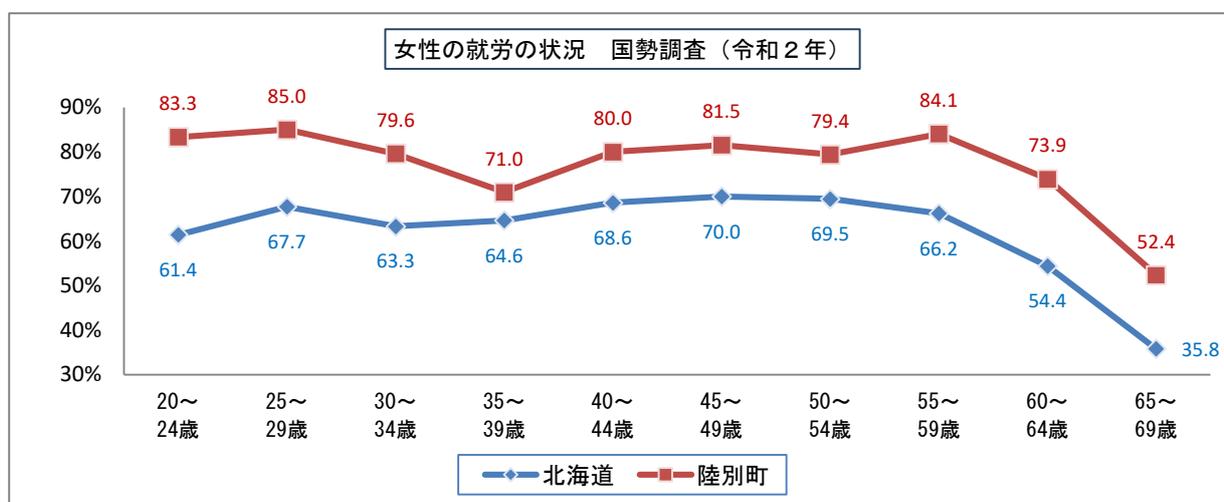
令和元年度以降、自然動態はすべての年度で、マイナスになっています。社会動態は、令和元年度、令和5年度を除いてマイナスになっています。



資料：陸別町

(7) 女性の就労の状況

陸別町における女性の就労状況は、北海道と比較してすべての年代で就業率が高くなっています。



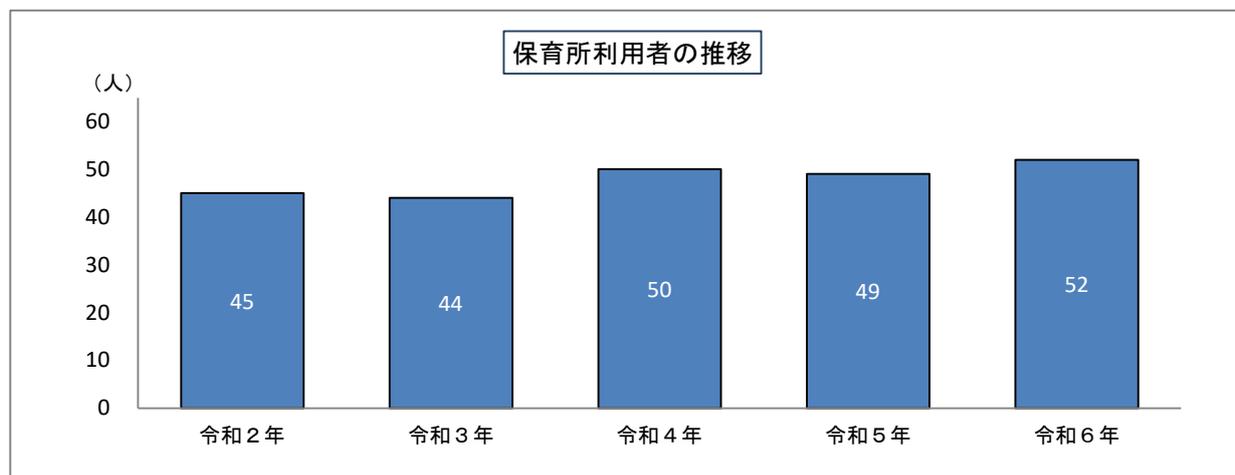
資料：令和2年国勢調査

2 子育て支援の状況

(1) 保育所利用者の状況

保育所利用者は、令和2年の45人から令和6年の52人と年ごとの増減はあるものの増加しています。

令和6年では、定員数に対して利用者数が下回っています。

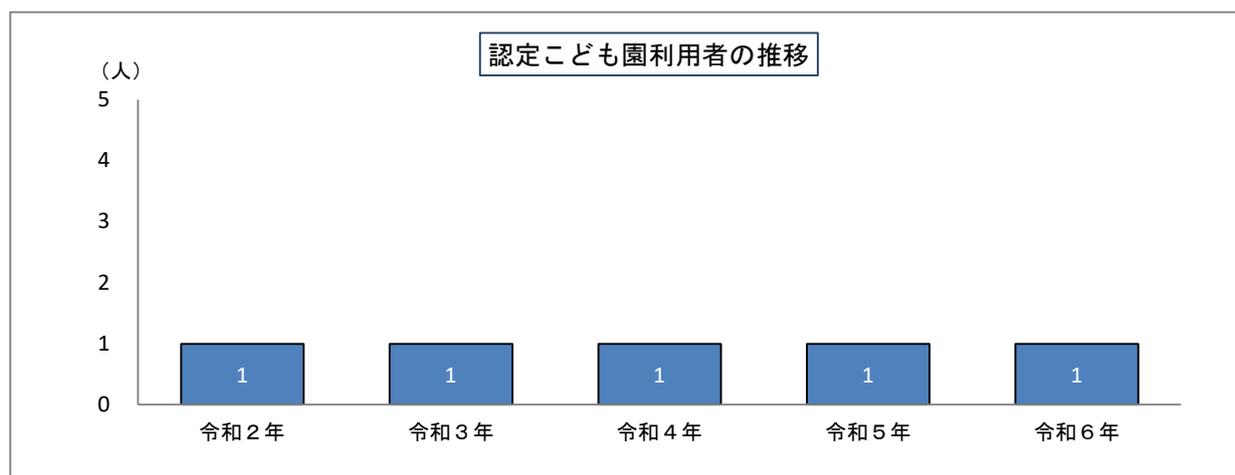


施設名	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和6年定員数
陸別保育所	45	44	50	49	52	90

資料：陸別町（各年5月1日現在）

(2) 認定こども園利用者数の推移

認定こども園利用者は、令和2年以降、毎年1人が「子どもセンターどんぐり（置戸町）」を利用しています。

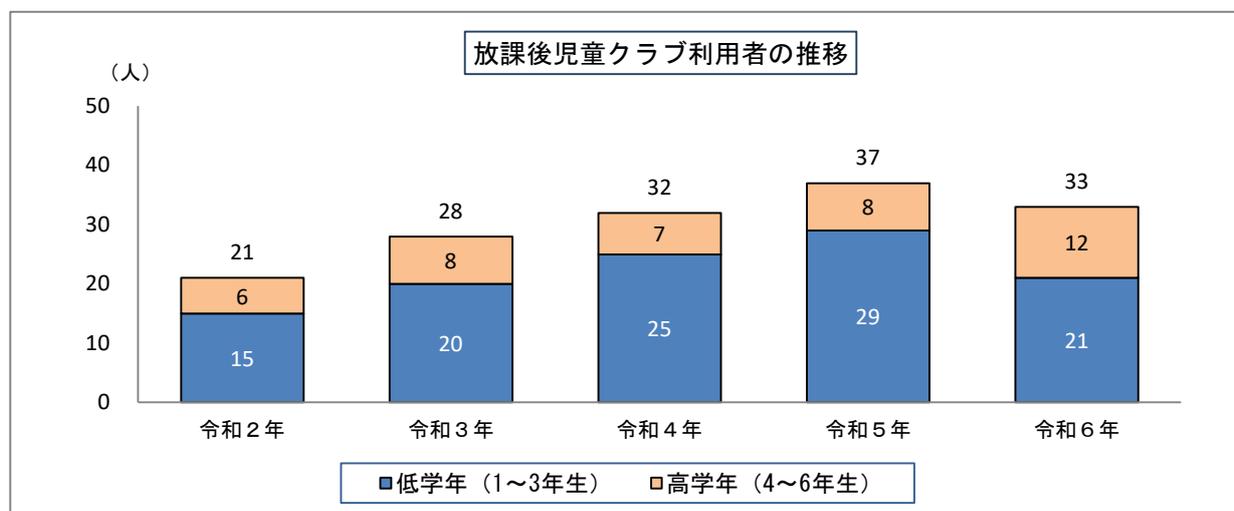


施設名	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
子どもセンターどんぐり（置戸町）	1	1	1	1	1

資料：陸別町（各年5月1日現在）

(3) 放課後児童クラブ利用者の状況

放課後児童クラブ利用者の合計は、令和2年の21人から令和5年の37人まで年々増加していましたが、令和6年には33人と減少しています。



低学年 (1~3年生)

施設名	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
陸別学童保育所	15	20	25	29	21

資料：陸別町（各年5月1日現在）

高学年 (4~6年生)

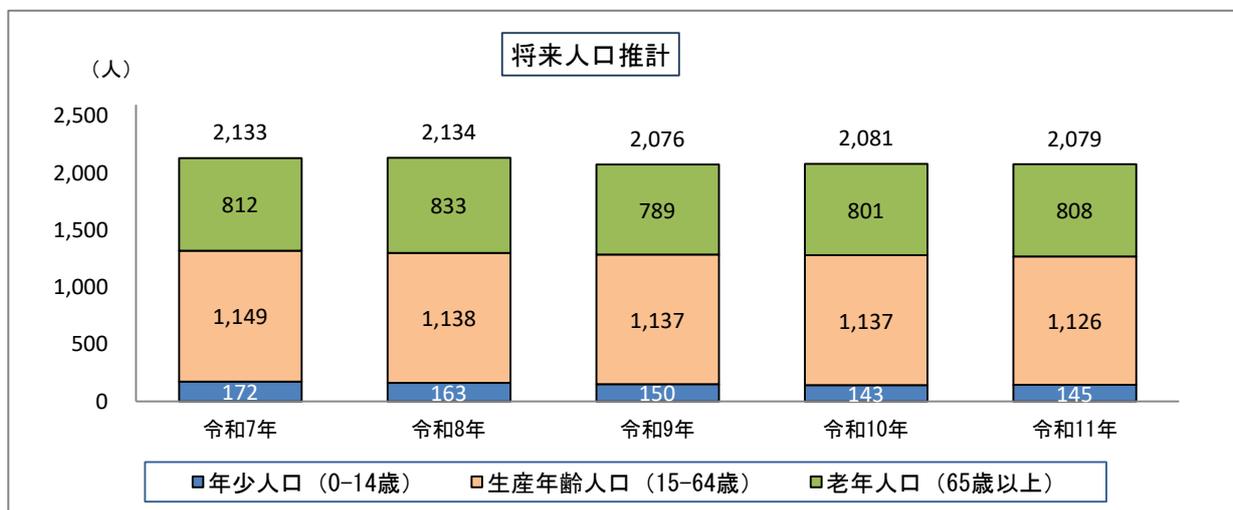
施設名	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
陸別学童保育所	6	8	7	8	12

資料：陸別町（各年5月1日現在）

3 将来人口推計

以下に、令和7年から令和11年までの人口推計値を示します。

総人口、年少人口ともに減少しており、計画最終年の令和11年には総人口が2,049人、年少人口が145人と見込まれます。



	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
年少人口 (0~14歳人口)	172	163	150	143	145
未就学児 (0~5歳)	54	49	43	40	41
小学生 (6~11歳)	66	72	69	69	67
中学生 (12~14歳)	52	42	38	34	37
生産年齢人口 (15~64歳)	1,149	1,138	1,137	1,137	1,126
老年人口 (65歳以上)	812	833	789	801	808
総人口	2,133	2,134	2,076	2,081	2,079

コーホート法[※]による推計

※コーホートとは、ある年(期間)に生まれた集団のことをいい、コーホート法とは、その集団のある期間の人口変化を観察し、将来人口を推計する方法です。

例えば、ある年の20~24歳人口は5年後には25~29歳に達しますが、その間の実際の人口変化を分析し、これから導き出された傾向を基準となる20~24歳人口に当てはめて計算することで、5年後の25~29歳人口を推計するものです。

4 ニーズ調査結果

(1) 調査の目的

本計画を策定するにあたり、保護者の皆さんに子育てに関するアンケート調査を行い、今後の子育てサービスのニーズ量を把握するとともに、日々の生活の中でどのようなご意見やご要望をお持ちであるのかをおうかがいし、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料としています。

(2) 調査対象者

- 就学前児童調査：陸別町在住の就学前児童をお持ちの保護者の方
- 小学生児童調査：陸別町在住の小学生児童をお持ちの保護者の方

(3) 調査方法

- 就学前児童調査：郵送による配布・回収調査
- 小学生児童調査：郵送による配布・回収調査

(4) 調査期間

令和6年6～7月

(5) 回収状況

調査種類	調査対象者数	有効回収数	有効回答率
就学前児童調査	48	25	52.1%
小学生児童調査	47	18	38.3%

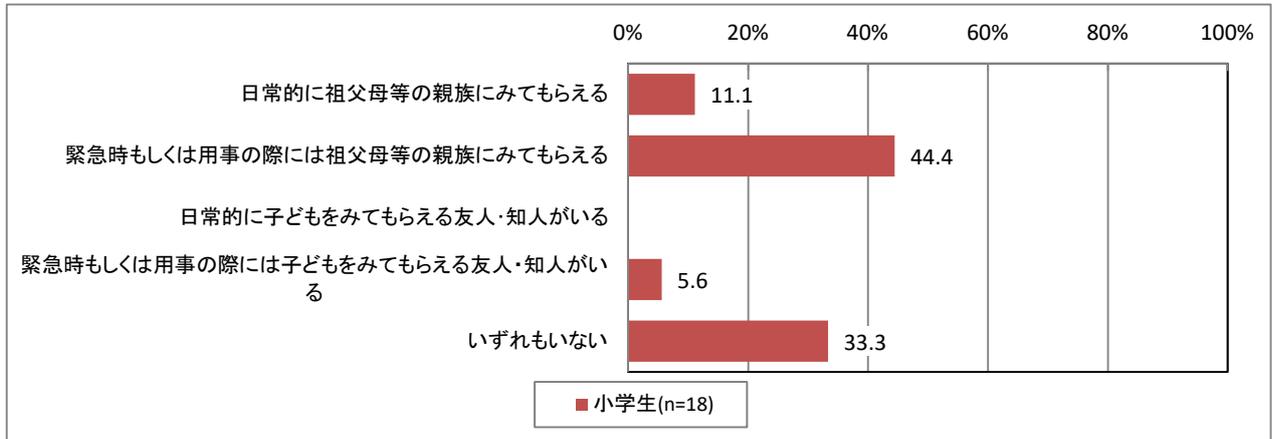
(6) 集計にあたっての注意点

- 端数処理の関係上、構成比(%)の計が100%とならないことがあります。
- 図表の構成比(%)は小数第2位以下を四捨五入したものです。
- 複数回答の設問は、すべての構成比(%)を合計すると100%を超える場合があります。
- 図中の“n”は、各設問の対象者数を表しています。

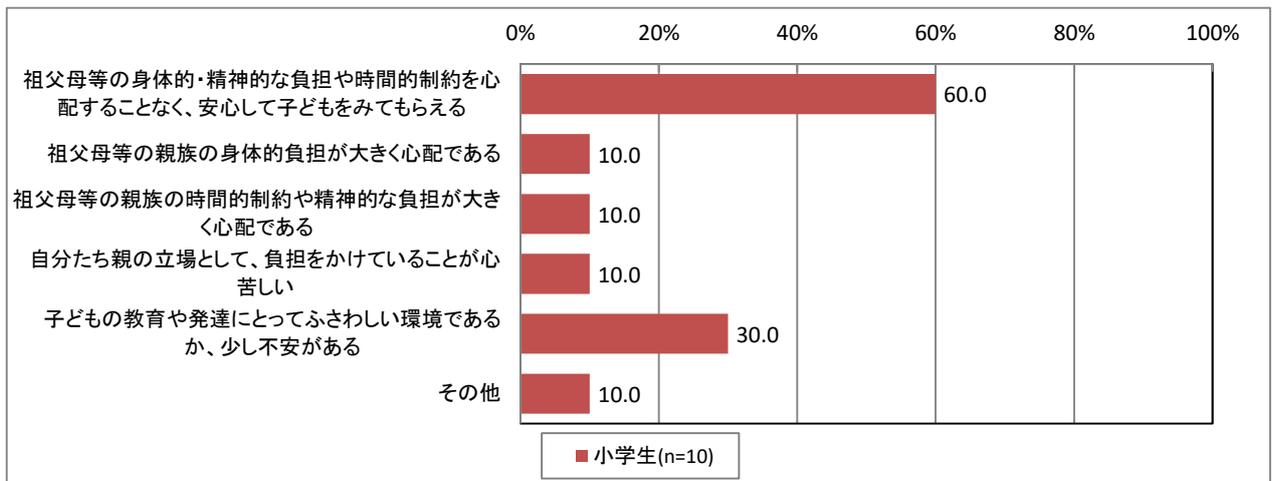
(7) 調査結果

①子育てに関する周囲の協力者の状況（小学生児童のみ）

子育てに関する周囲の協力者の状況をみると、日常的及び緊急時等に親族・知人等の協力が得られない、孤立した子育て環境にいる保護者は33.3%となっています。

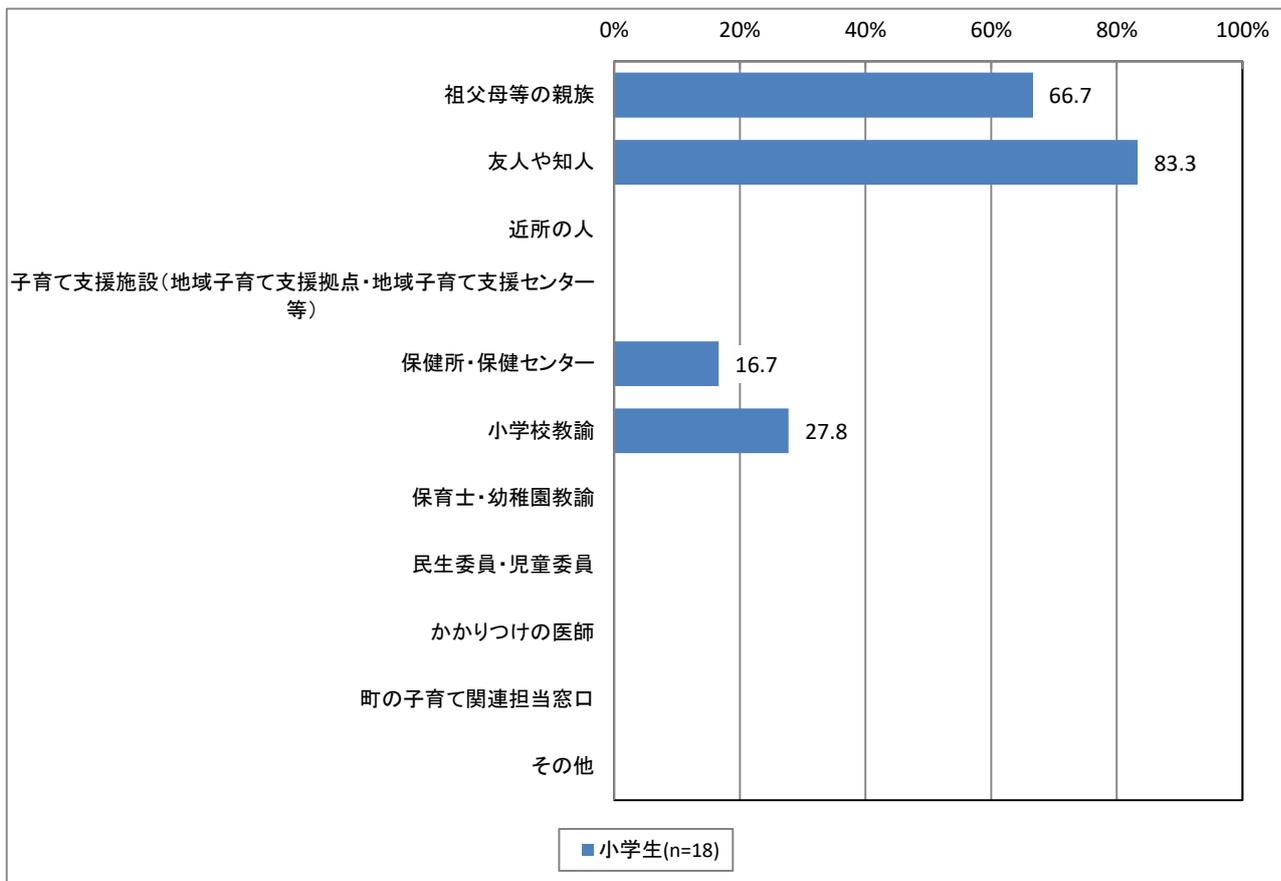
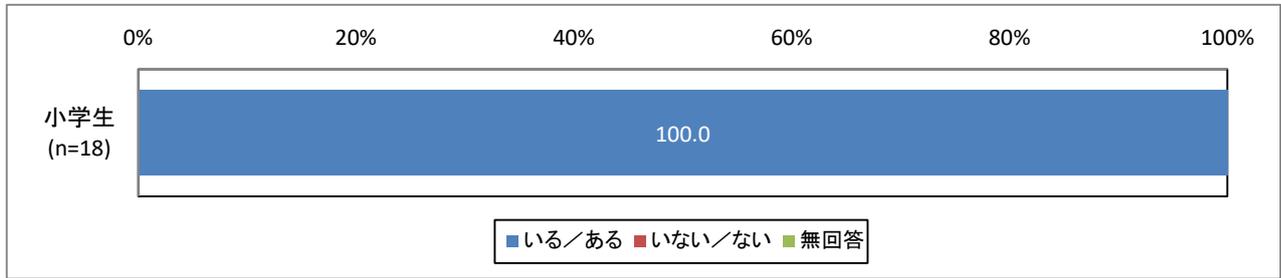


日常的に保護者が祖父母等の親族にみてもらえるケースでも、10.0%が「時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」と回答しています。



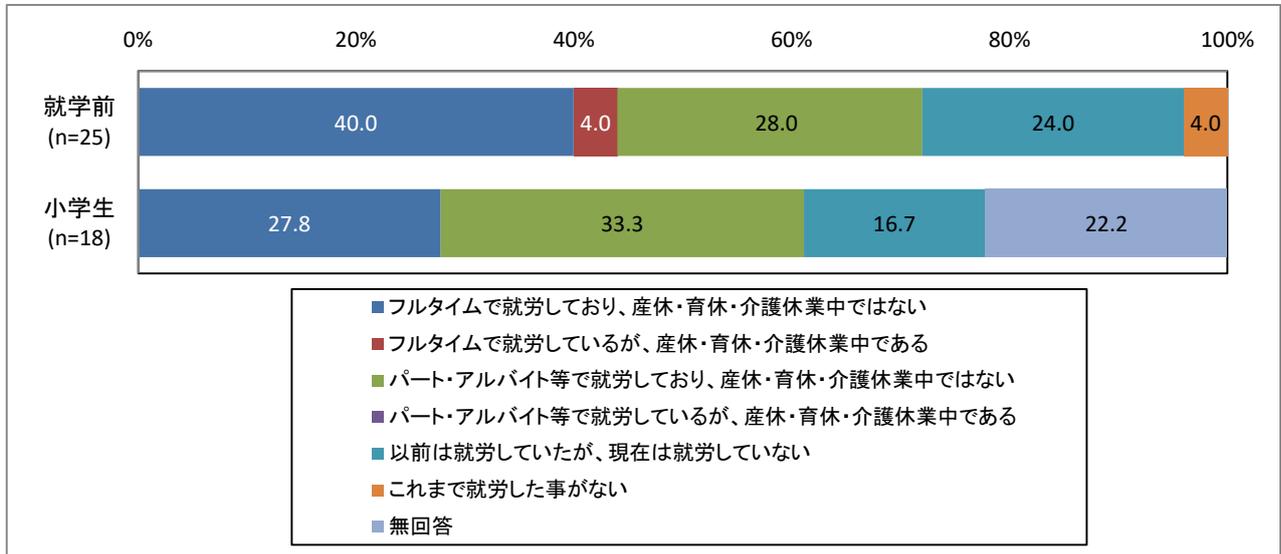
②子育て（教育を含む）をする上で気軽に相談できる人（小学生児童のみ）

子育て（教育を含む）をする上で気軽に相談できる人では、「いる」が100.0%と非常に多くなっており、具体的な人では「祖父母等の親族」「友人や知人」という身近な人が多くなっています。

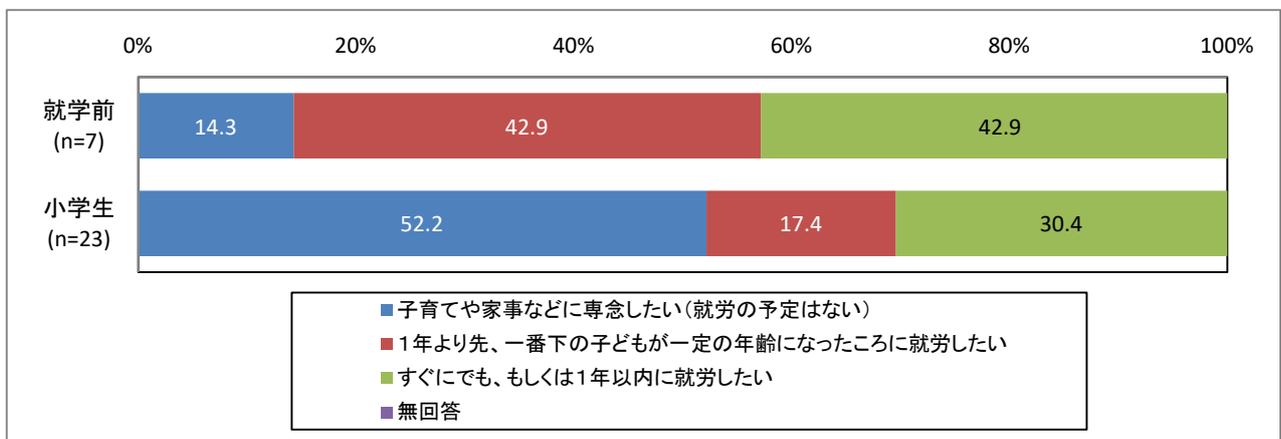


③保護者の就労状況

母親の就労状況をみると、「フルタイムで就労している」と「パート・アルバイト等で就労している」を合わせた現在の就労割合は、就学前児童で72.0%、小学生児童で61.1%となっています。

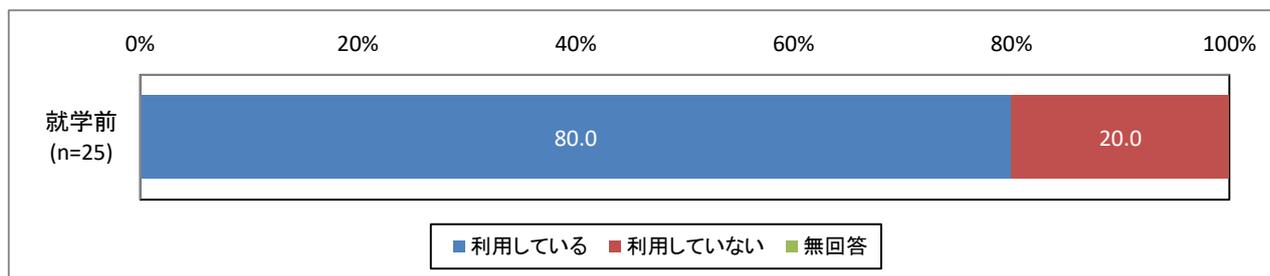


現在、就労していないと回答した母親の今後の就労希望は、就学前児童で85.8%、小学生児童で47.8%となっています。就労を希望する母親の割合が高いことから、今後増加すると考えられる保育ニーズを見据えた保育環境の整備が必要です。



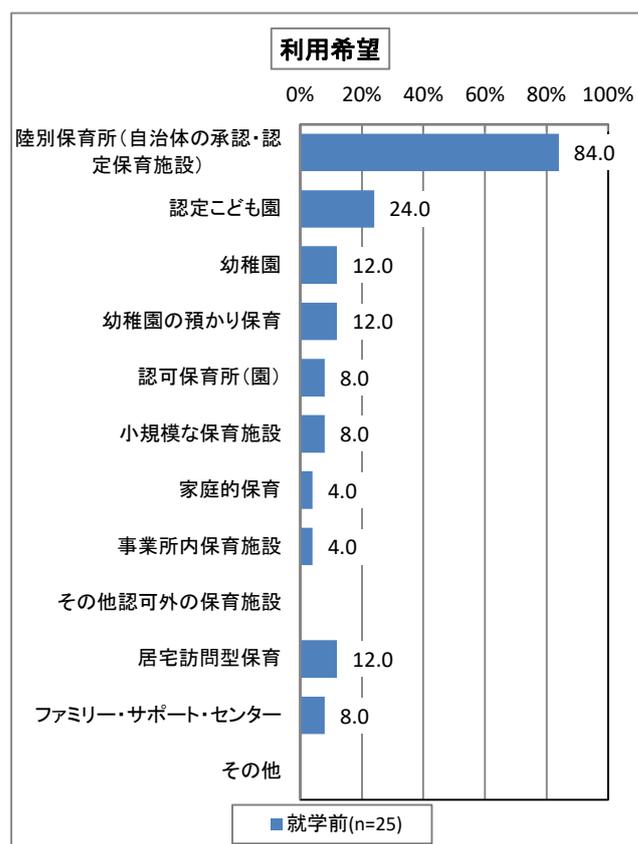
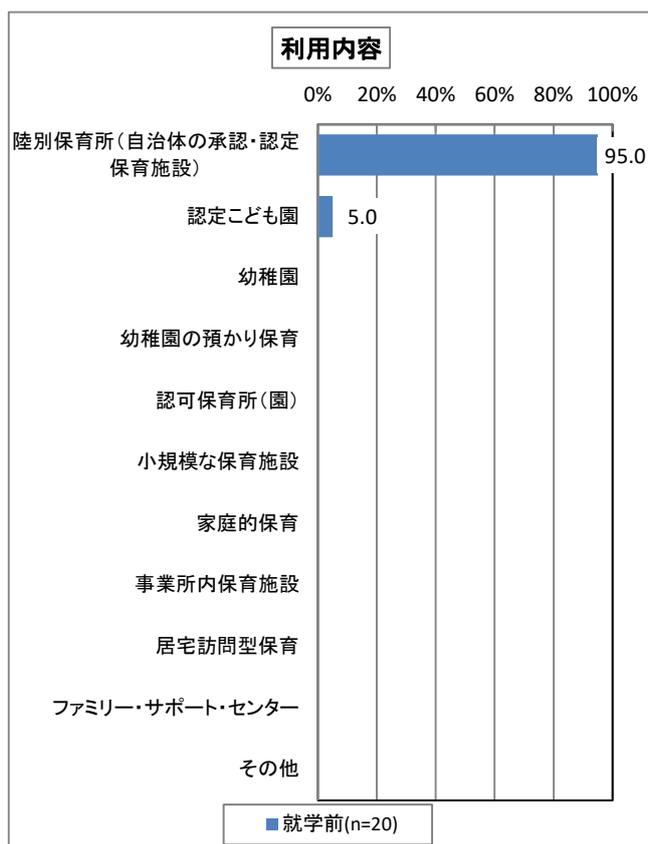
④平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童のみ）

幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」の現在の利用状況は80.0%となっています。



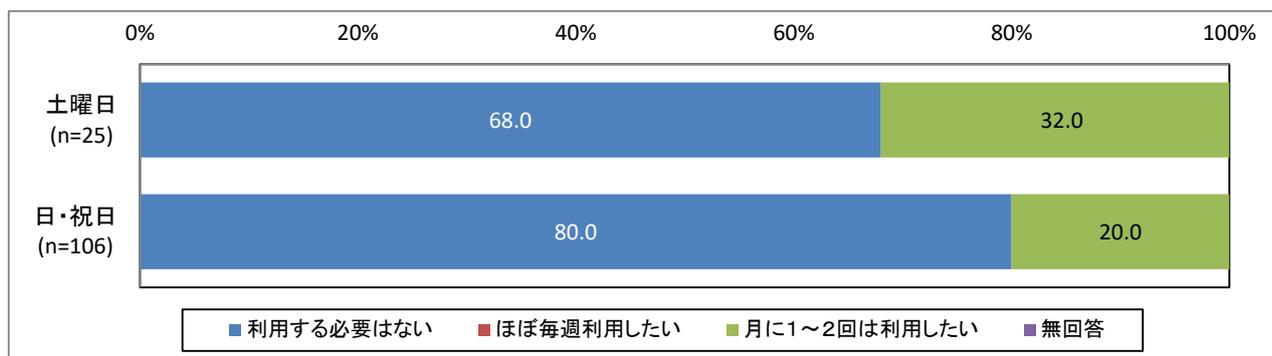
平日の定期的な教育・保育事業の利用内容は、「陸別保育所（自治体の承認・認定保育施設）」95.0%、「認定こども園」5.0%となっています。

今後希望する定期的な教育・保育の事業は「陸別保育所（自治体の承認・認定保育施設）」84.0%、「認定こども園」24.0%、「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」「居宅訪問型保育」12.0%の割合が高く、「認定こども園」では利用状況より今後のニーズが高くなっています。



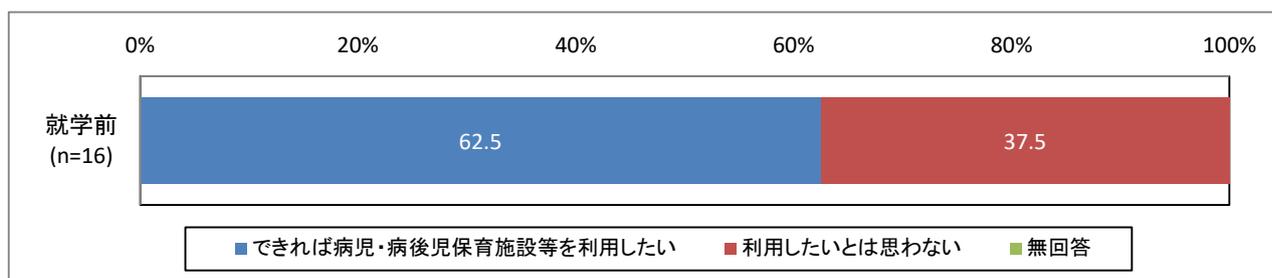
⑤土曜・休日の「定期的」な教育・保育事業の利用希望（就学前児童のみ）

土曜日と日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望をみると、「月に1～2回は利用したい」が、土曜日は32.0%、日曜日・祝日は20.0%となっています。

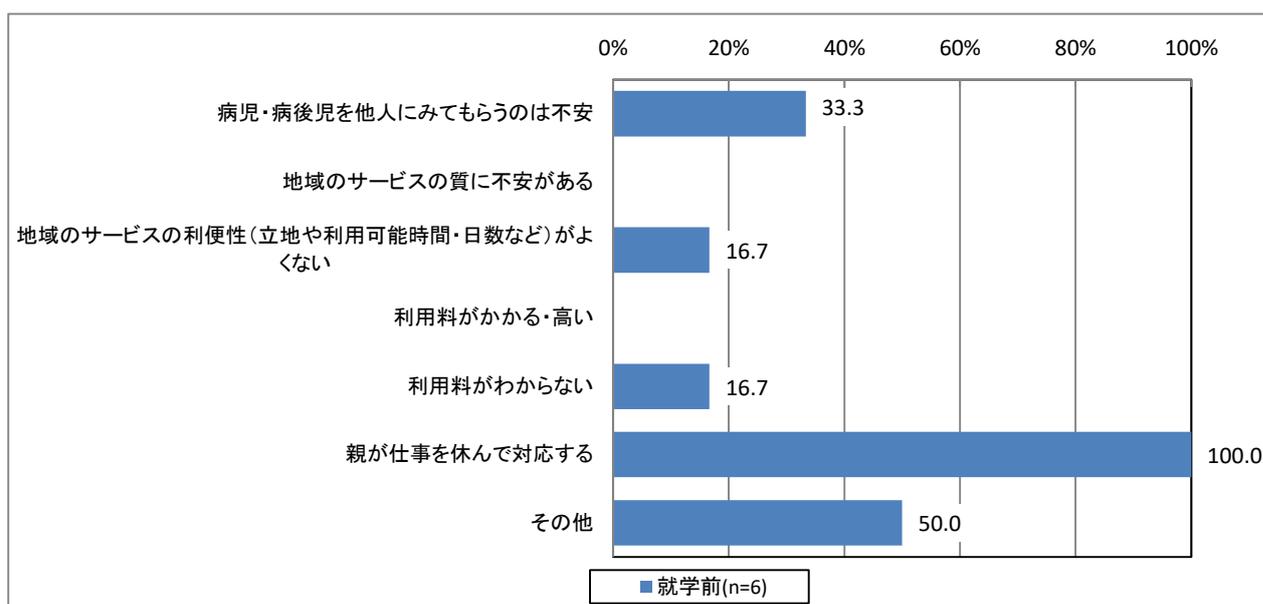


⑥病児・病後児保育施設の利用意向と未利用理由（就学前児童のみ）

病児保育事業の利用意向をみると、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が62.5%となっています。一方、「利用したいとは思わない」では37.5%となっています。

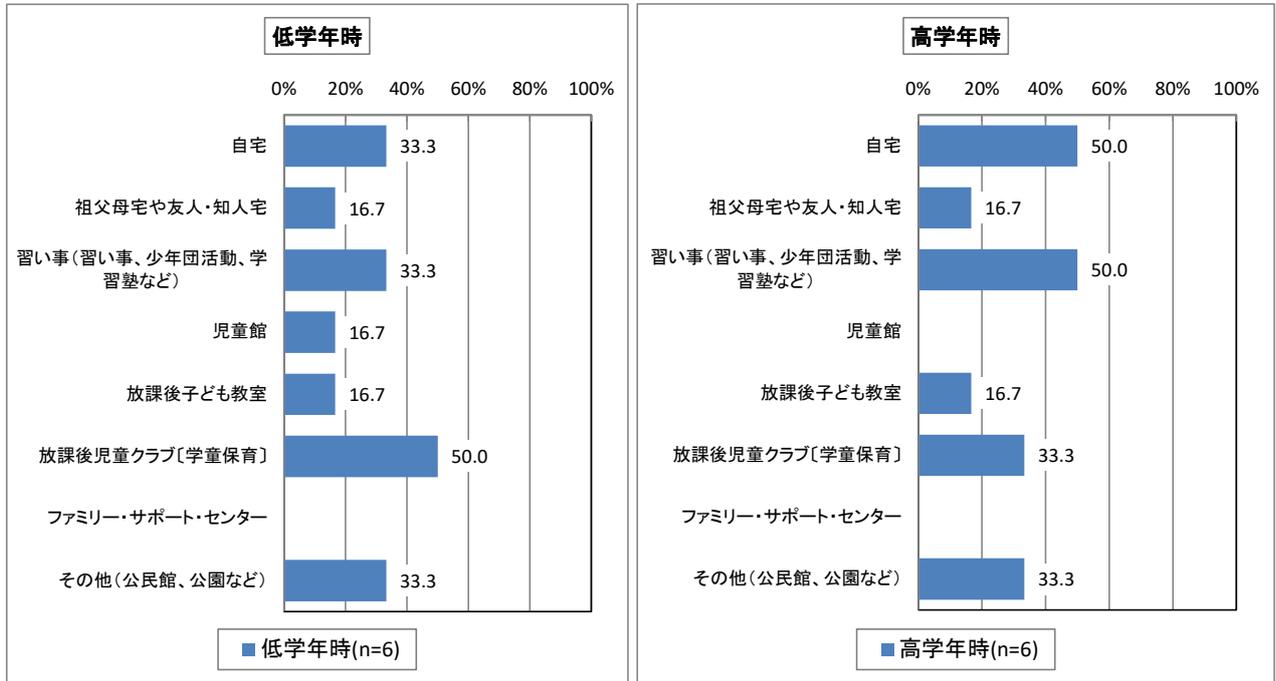


病児保育事業を利用したいとは思わない理由として、「親が仕事を休んで対応する」が最も高くなっています。

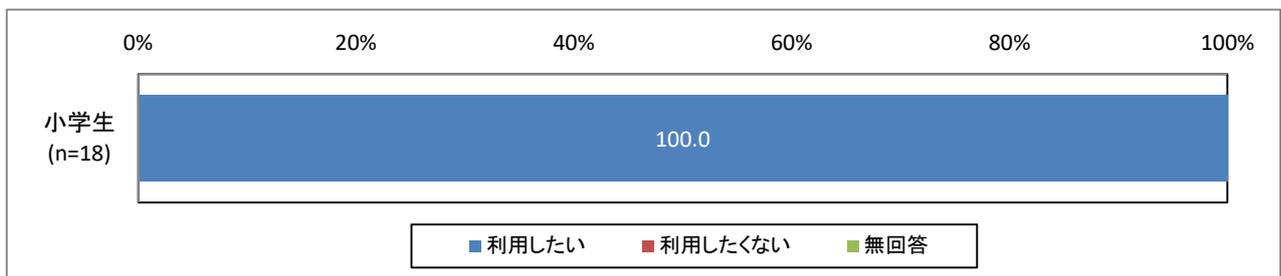
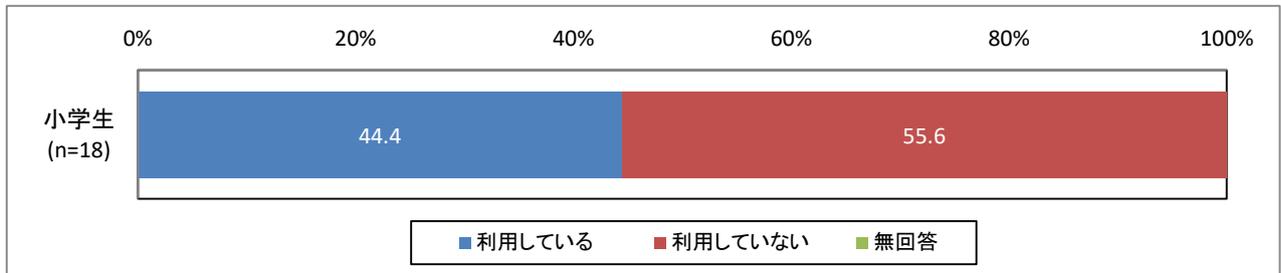


⑦放課後児童クラブ

5歳以上の就学前児童の放課後の過ごし方について、低学年時の「放課後児童クラブ」に関する利用希望をみると50.0%、高学年時では33.3%となっています。

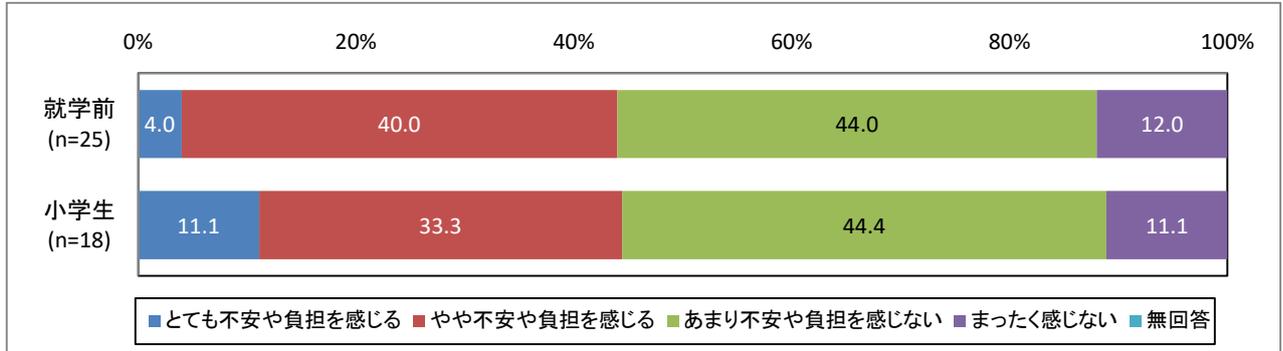


小学生児童の「放課後児童クラブ」の利用状況は44.4%となっており、「放課後子ども教室」の今後の利用希望は100%となっています。

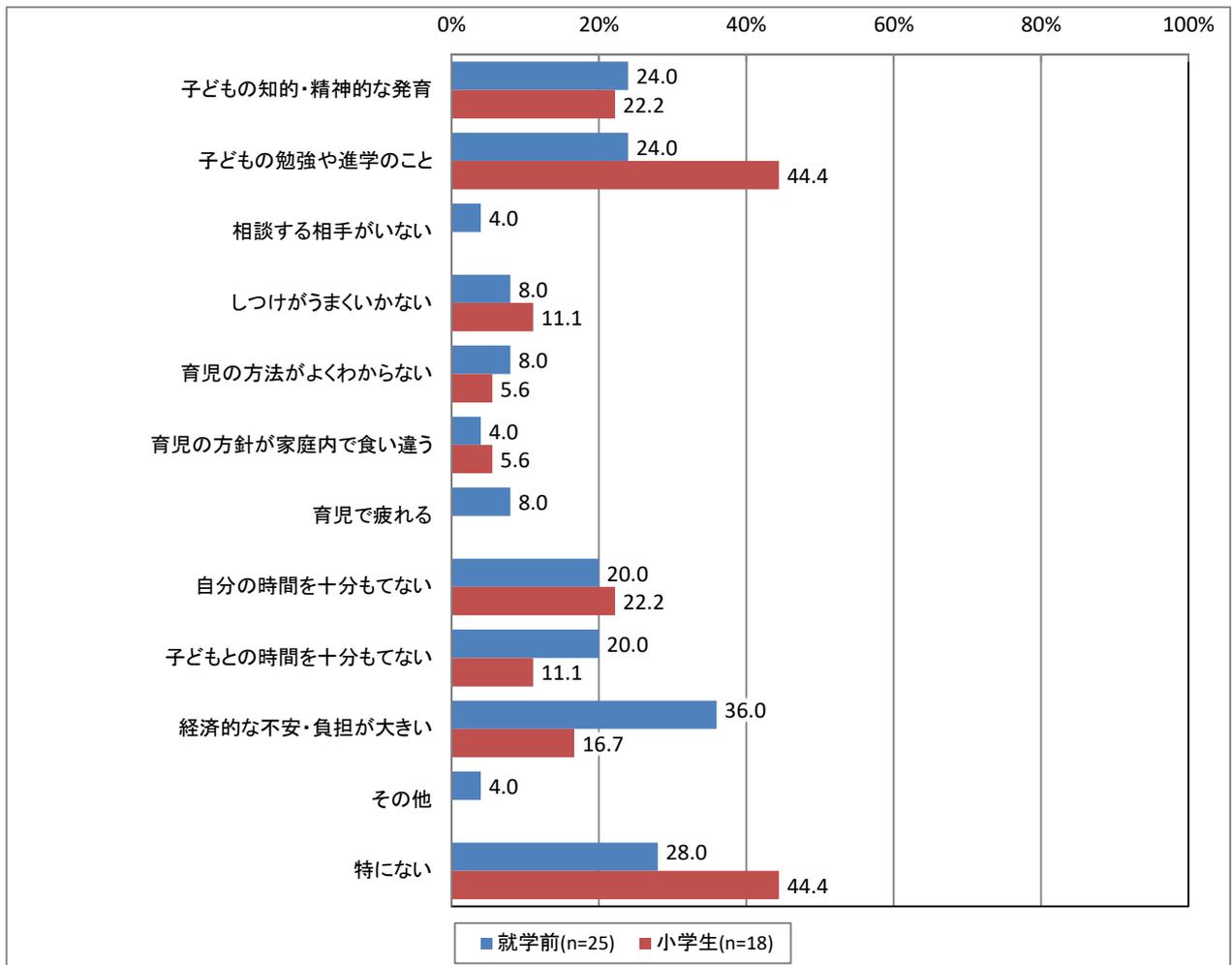


⑧子育てに関する不安や悩み

子育てに関する不安や負担を感じる人は、就学前児童で 44.0%、小学生児童では 44.4% となっています。

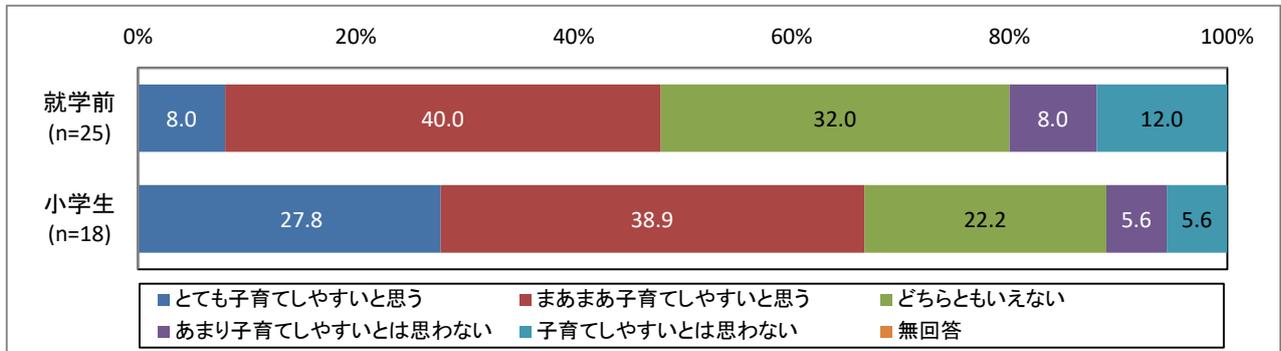


子育てについての悩みでは、就学前児童で「経済的な不安・負担が大きい」「子どもの知的・精神的な発育」「子どもの勉強や進学のこと」、小学生児童で「子どもの勉強や進学のこと」「子どもの知的・精神的な発育」「自分の時間を十分もてない」などが多くなっています。



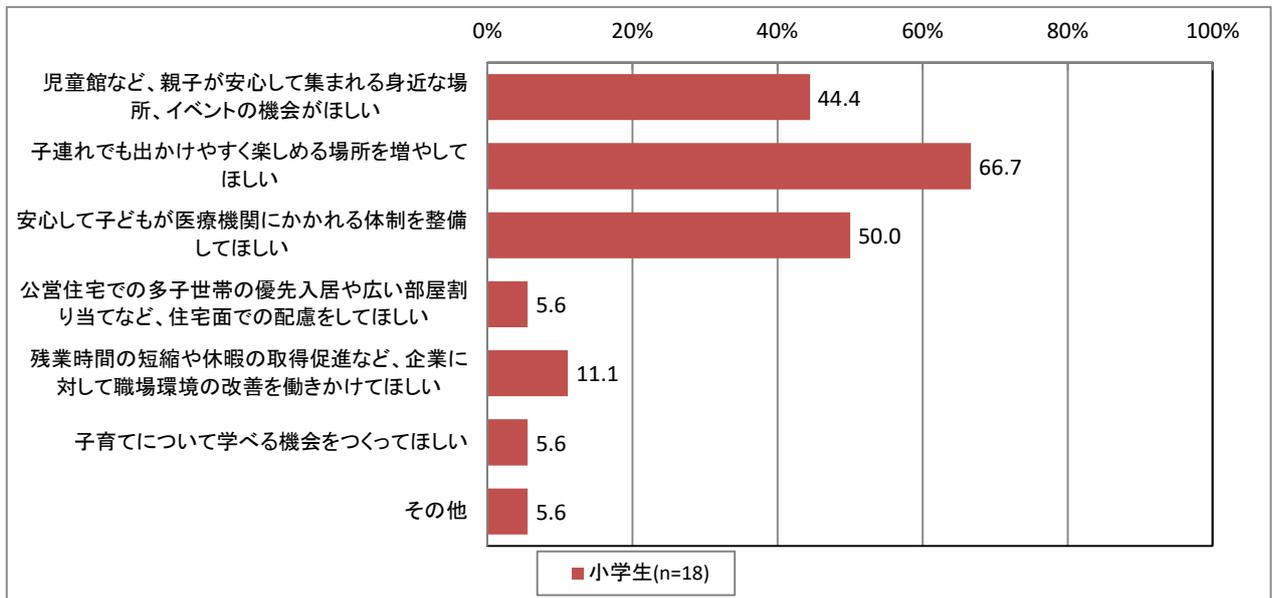
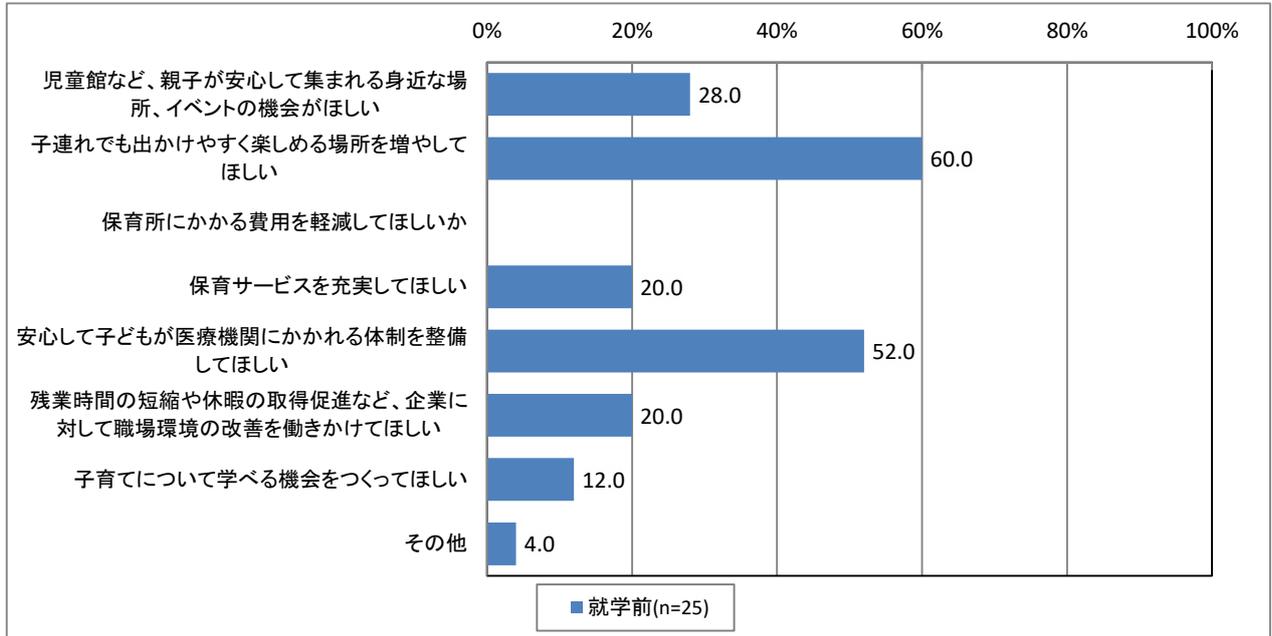
⑨本町の子育て環境

本町の子育て環境に関しては、就学前児童では、「とても子育てしやすいと思う」8.0%、「まあまあ子育てしやすいと思う」40.0%をあわせた『子育てしやすい』とした回答が48.0%、小学生児童では、「とても子育てしやすいと思う」27.8%、「まあまあ子育てしやすいと思う」38.9%をあわせた『子育てしやすい』は66.7%となっています。



⑩子育て支援策について

期待する子育て支援策では、就学前児童、小学生児童ともに「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」が多くなっています。



5 本町における子育て支援に関わる課題

本計画の策定にあたっては、ニーズ調査の結果や「陸別町子ども・子育て支援事業計画」の施策進捗評価に基づき6つの課題をあげました。これらの課題を解決するための施策を優先的に推進します。

課題1 周囲の援助を得られない家庭が一定以上存在

日常的に子どもをみてくれる親族・知人の有無で、「いずれもない」の回答が小学生児童で33.3%おり、子育てをする上で相談できる人・場所の有無で、「いない／ない」の回答はなかったものの、孤立する可能性のある家庭が一定程度あることがうかがえます。

課題2 仕事と育児の両立のために必要な支援策の強化

母親の就労状況を見ると、「フルタイムで就労している」、「パート・アルバイト等で就労している」を合わせた現在の就労割合は、就学前児童で72.0%、小学生児童で61.1%となっています。また、現在、就労していないと回答した母親の今後の就労希望は、就学前児童で85.8%、小学生児童で47.8%となっており、子育てをしながらフルタイムで働く母親の増加を勘案し、仕事と育児の両立ができるよう、子育て中の保護者に対する支援策を強化する必要があります。

課題3 中期的視野に立った放課後の過ごし方の受け皿確保の検討

放課後児童クラブの利用状況は、小学生児童で44.4%となっています。子どもの放課後の安全な過ごし方に対しては、放課後児童クラブは一定の役割を担っています。子どもを一時的に預かるだけでなく、学力の向上をはじめ、子どもの成長に繋がる事業内容を充実するなど、小学生のニーズに即した事業運営が求められます。

課題4 子育て環境に関する評価改善、子育て支援策への新たな取組

子育て環境に関する評価をみると、「とても子育てしやすいと思う」、「まあまあ子育てしやすいと思う」をあわせた『子育てしやすい』とした回答は、就学前児童で48.0%、小学生児童で66.7%と、評価は若干低いと言えます。この評価を引き上げるためには、子育て中の保護者の視点に立った施策の取り組みが必要と考えられます。また、ニーズとして上位にあがっている子育て支援策に関して、現在の取り組みに関する精査を行うとともに、新たな取り組みの検討を行うなど充実を図る必要があります。

特に、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」という意見が多く寄せられています。まちづくりの大きな柱と言えるものですが、少子高齢化・過疎化が顕著なわが町にとって、大きな課題と捉えています。関係各課等と共有、協議しながら、調査・検討を行う必要があります。

第3章 基本的な考え方

第3章 基本的な考え方

1 計画の基本理念

第2期計画においては、地域全体で支えあい、子育て支援を推進していくまちを目指し、基本理念を、『し☆ば☆れ☆の郷で、すくすく！のびのび！ 地域みんなで子育て支援のまち りくべつ』と決めました。

本計画においては、第2期計画の方向性はそのままに、引き続き理念の実現に向けた取り組みを推進します。

基本理念

**し☆ば☆れ☆の郷で、すくすく！のびのび！
地域みんなで子育て支援のまち りくべつ**

2 計画の基本的な視点

陸別町の子ども・子育て支援事業の目指す方向性として、次の3つを基本的な視点と定めます。

(1) 子どもが育つ環境づくり（子どもの健やかな成長の支援）

子どもは、一人一人がかげがえのない存在として大切にされ、権利等が尊重されなければなりません。子どもの健やかな成長は、社会全体の願いであり、子ども自らが多くの人々の関わりや様々な経験を通して、喜びを実感しながら、次代を担う自立した大人へと成長するという長期的な視野と子どもの視点に立った取組を支援します。

(2) 子育てしやすい環境づくり（家庭における子育て支援）

全ての世代に影響を与える少子化や人口減少が進む中、多様化した個別ニーズに対応するとともに、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化などの問題を踏まえ、子どもを産み育てる男女が協力して家庭を築き、子育てに喜びや生きがいを感じながら、子育てを通して親も成長する環境づくりを支援します。

(3) 子育てを地域全体で支える地域づくり（地域や企業など社会全体での支援）

次代を担う子どもの成長は、社会にとっても大切な存在であり、子育てしている家庭だけの責任ではなく、社会全体で支援する必要があります。子どもが成長していく姿を地域で見守るため、地域や企業など社会全体で子育てを支援します。

3 計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、次4つを基本目標と定め、子ども・子育て支援施策を組み立てて推進します。

基本目標 1

地域における子育て支援の充実

親や子どもの保護者は、子育てについて第一義的責任があり、子どもが健やかに成長する上で家庭の果たす役割は最も重要です。子どもは、家族との触れ合いを通じて、基本的な生活習慣等を身に付けていきます。

近年、少子化、核家族化、地域のつながりの希薄化などにより、異年齢や世代間での交流の機会が減少し、また、家庭や地域の子育て力の低下が指摘される中、地域がそれぞれの役割を果たし、かつ、互いに連携して、地域社会全体で子どもを見守り育てていくことが重要となります。

保護者が子育てについての責任を果たすとともに、子育ての権利を享受することができるよう、保育の充実や子どもと向き合える環境づくり、また、親の成長を支援し、親子同士の交流や子育ての不安や悩みを気軽に相談できる場所を確保し、地域全体で子ども・子育て支援を進めるための様々な取組を進めていきます。

基本目標 2

子どもの心身の健やかな成長に資する保育環境の整備

子どもが健やかに成長するためには、子どもの権利が最大限に尊重されることが基本になります。その上で、乳幼児期の愛着形成、幼児期的人格形成の重要性を踏まえ、発達に応じた質の高い保育の安定的な提供により、「豊かな心」と「健やかな身体」を育む必要があります。少子高齢化や経済のグローバル化など、生活に大きな影響を与える社会変化に適切に対応し、たくましく生き抜くためには、個人や社会の多様性を尊重しつつ、幅広い知識や教養、柔軟な思考力で新しい価値を創造し、他者と協働する能力を獲得しなければなりません。

子どもたちが個性や能力を開花させるためにも、家庭や地域社会の教育機能の向上と、保育環境の整備に努め、子どもが自ら学び、自ら考え、自らの意志で行動できる「生きる力」を、子ども一人一人の特性に合わせて身に付けることができるよう支援します。

基本目標 3**職業と家庭との両立の推進**

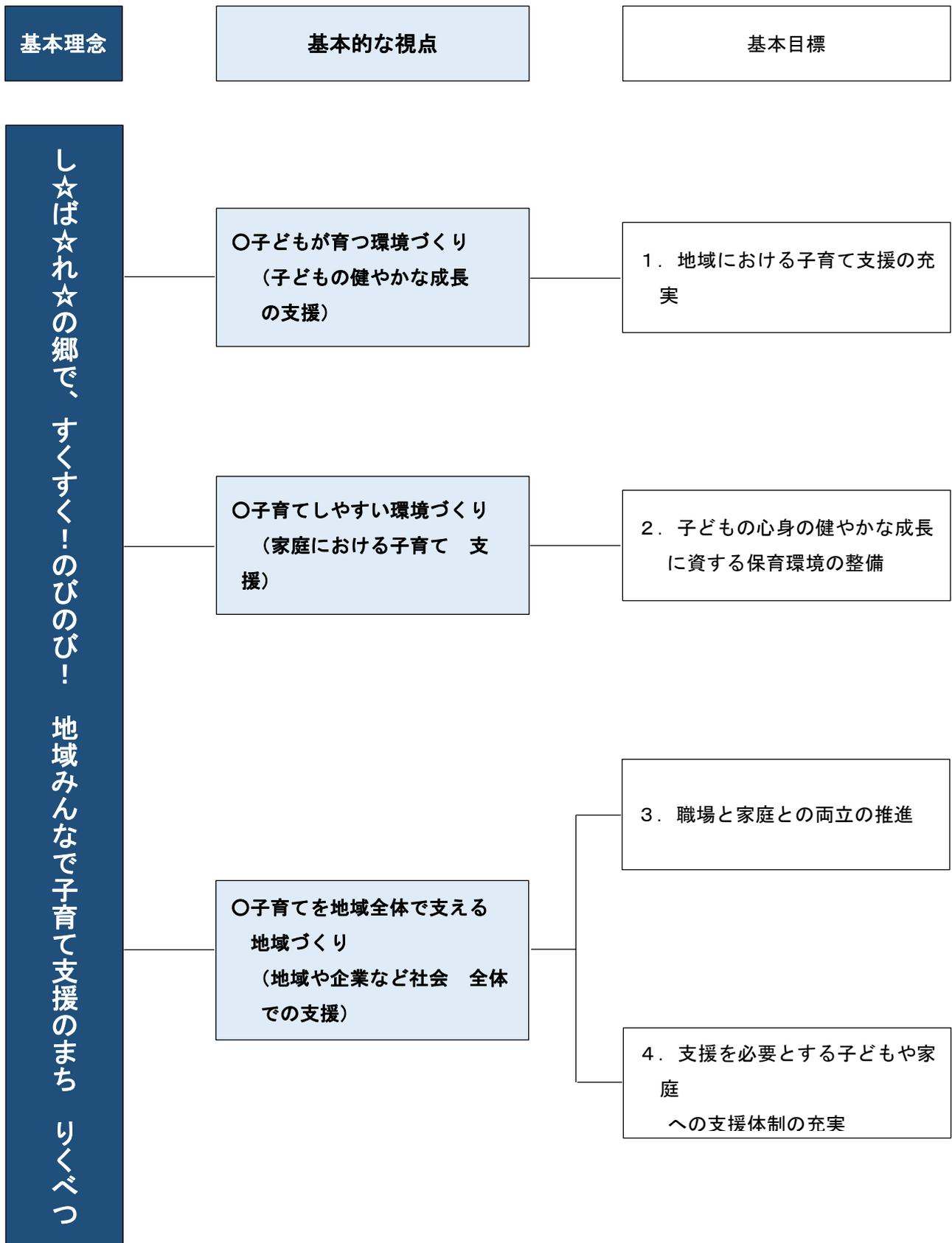
経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭の増加とともに非正規雇用労働者の割合についても増加傾向にあります。仕事と家庭を両立することができ、それぞれのライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらします。仕事と生活を調和するために、職場での働き方や家庭で担う役割など、生活環境の整備や、心の豊かさが継続できるように取り組む必要があります。

基本目標 4**支援を必要とする子どもや家庭への支援体制の充実**

社会・経済環境の変化に伴い、子育て家庭を取り巻く環境が変化しています。子育てに対する負担や不安・孤独感の高まりは、子どもの健やかな成長・発達を妨げるだけでなく、生命をも脅かす児童虐待を引き起こす要因になります。障がい児支援については、「陸別町障がい福祉計画」と密接な連携が必要であり、母子・父子家庭が抱える経済的・精神的な負担に対する支援のほか、全ての子どもが地域の中で、その個性が認められ豊かに暮らせることが重要です。また、本町においては、保育所において、保育を必要とする心身に障がいのある児童の集団生活への適応及び児童相互の健全な成長、発達を促すための保育を行っています。

子どもは、いかなる状況にあっても等しく尊重され、健やかな育ちが保障されるとともに、配慮や支援が必要な子どもや家庭に対し、必要な支援等が適切に届くよう支援体制の充実を図るほか、子どもに関する専門的な知識と技術を有する関係機関等との連携などについても推進を図ります。

4 計画の体系



第4章

子ども・子育て支援事業計画

第4章 子ども・子育て支援事業計画

1 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して、策定することとされています。令和4年6月の児童福祉法等の一部を改正する法律及び令和6年6月の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立したことを受け、基本指針の改正が行われました。

〈主な改正内容〉

- 家庭支援事業の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加
- こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加
- 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加
- 産後ケアに関する事業の追加

2 計画の基本的記載事項

（1）教育・保育提供区域の設定

「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に異動することが可能な区域を設定。

（2）教育・保育の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を設定。

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定。

教育・保育施設	認定こども園、幼稚園、保育所
地域型保育事業	小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

(3) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」

市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を設定。

地域子ども子育て支援事業	
1. 利用者支援事業	10. 病児・病後児保育事業
2. 地域子育て支援拠点事業	11. 放課後児童健全育成事業
3. 妊婦健康診査事業	12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業
4. 乳児家庭全戸訪問事業	13. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
5. 養育支援訪問事業	14. 子育て世帯訪問支援事業【新規】
6. 子育て短期支援事業	15. 児童育成支援拠点事業【新規】
7. ファミリー・サポート・センター事業	16. 親子関係形成支援事業【新規】
8. 一時預かり事業	17. 産後ケア事業【新規】
9. 延長保育事業	18. 妊婦等包括相談支援事業【新規】

(4) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加

令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において「こども誰でも通園 制度」を実施することとする。

3 教育・保育提供区域の考え方

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業等を実施していく上で計画的に提供体制を確保するために、「地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域」を設定することが必須事項とされています。また、「教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分は事業ごとに設定することができる」とされています。

しかし、本町の場合、へき地保育所、小学校、中学校がそれぞれ町内に一つであることから、教育・保育区域の設定は「陸別町全域を1区域」とします。

(1) 教育・保育提供区域

事業区分	区域設定	区域設定の考え方
1号認定（3～5歳）	全町 （1区域）	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、第2期計画の区域設定を継承し、陸別町内を1区域とします。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0歳）		
3号認定（1歳）		
3号認定（2歳）		

(2) 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

事業区分	区域設定	区域設定の考え方
①利用者支援事業	全町 (1区域)	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、第2期計画の区域設定を継承し、陸別町内を1区域とします。
②地域子育て支援拠点事業		
③妊婦健診事業		
④乳児家庭全戸訪問事業		
⑤養育支援訪問事業		
⑥子育て短期支援事業		
⑦子育て援助活動支援事業		
⑧一時預かり事業		
⑨延長保育事業		
⑩病児・病後児保育事業		
⑪放課後児童健全育成事業		
⑫子育て世帯訪問支援事業【新規】		
⑬児童育成支援拠点事業【新規】		
⑭親子関係形成支援事業【新規】		
⑮産後ケア事業【新規】		
⑯妊婦等包括相談支援事業【新規】		
⑰乳児等通園支援事業【新規】		

4 教育・保育の提供体制の確保

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定（法第19条）を受けることが必要となっています。

一方、市町村は、保護者の申請を受け、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

■認定の区分

支給認定区分	対象	保育の必要性の有無	主な利用施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上	必要としない	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上	必要とする	保育所 認定こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満	必要とする	保育所 認定こども園 地域型保育事業

また、保育の必要性の認定にあたっては、(1) 保育を必要とする事由（保護者の就労・疾病など）、(2) 保育の必要量（保育標準時間、保育短時間の2区分）、(3) 「優先利用」への該当の有無（ひとり親家庭、生活保護世帯など）の3点が考慮されます。

■保育を必要とする事由

- ①就労
- ②妊娠・出産
- ③保護者の疾病・障がい
- ④同居又は長期入院している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
- ⑦就学
- ⑧虐待やDVの恐れがあること
- ⑨育児休業取得中に、既に利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

(1) 教育・保育施設の充実（需要量及び確保の方策）

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

本町では、ニーズ調査の結果や実績等に基づいて、事業ごとに「量の見込み」及び「確保方策」を設定しました。

■令和7年度

単位（人）		1号認定	2号認定		3号認定		
		教育を希望	保育が必要		保育が必要		
教育を希望	左記以外		0歳	1歳			
対象年齢		3～5歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み				37		4	8
確保提供数	幼稚園						
	認定こども園（幼稚園部分）						
	認定こども園（保育所部分）						
	保育所			70		10	10
	地域型保育事業						
	企業主導型（地域枠）						
	②確保提供数の合計						
過不足（②－①）				0		0	0

■令和8年度

単位（人）		1号認定	2号認定		3号認定		
		教育を希望	保育が必要		保育が必要		
教育を希望	左記以外		0歳	1歳			
対象年齢		3～5歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み				33		4	7
確保提供数	幼稚園						
	認定こども園（幼稚園部分）						
	認定こども園（保育所部分）						
	保育所			70		10	10
	地域型保育事業						
	企業主導型（地域枠）						
	②確保提供数の合計						
過不足（②－①）				0		0	0

■令和9年度

単位（人）		1号認定	2号認定		3号認定		
		教育を希望	保育が必要		保育が必要		
教育を希望	左記以外		0歳	1歳			
対象年齢		3～5歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み				24		7	7
確保提供数	幼稚園						
	認定こども園（幼稚園部分）						
	認定こども園（保育所部分）						
	保育所			70		10	10
	地域型保育事業						
	企業主導型（地域枠）						
	②確保提供数の合計						
過不足（②－①）				0		0	0

■令和10年度

単位（人）		1号認定	2号認定		3号認定		
		教育を希望	保育が必要		保育が必要		
教育を希望	左記以外		0歳	1歳			
対象年齢		3～5歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み				19		7	7
確保提供数	幼稚園						
	認定こども園（幼稚園部分）						
	認定こども園（保育所部分）						
	保育所			70		10	10
	地域型保育事業						
	企業主導型（地域枠）						
	②確保提供数の合計						
過不足（②－①）							

■令和11年度

単位（人）	1号認定	2号認定		3号認定		
	教育を希望	保育が必要		保育が必要		
		教育を希望	左記以外			
対象年齢	3～5歳		0歳	1歳	2歳	
①量の見込み			18		7	7
確保提供数	幼稚園					
	認定こども園（幼稚園部分）					
	認定こども園（保育所部分）					
	保育所		70		10	10
	地域型保育事業					
	企業主導型（地域枠）					
	②確保提供数の合計					
過不足（②－①）						

【確保方策の考え方】

陸別保育所は認可外保育所ですが、特例給付（特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域）に該当する特例地域型保育施設です。

現在は1歳6か月からの保育を行っており、今後のこどもの数の減少を見据えて、保育対象年齢の拡大（年齢引き下げ）などの対応も検討していきます。

(2) 認定こども園の普及及び推進

認定こども園とは、いわゆる認定こども園法に基づき、幼稚園的機能と保育所的機能を併せ持った施設として都道府県から認定を受けた施設で、以下の4つの類型があります。一般的には既存の幼稚園や保育所が必要な機能を備えて、都道府県から認定を受けることになります。

幼保連携型	認可幼稚園と認可保育所が一体的な運営を行う、認定こども園としての機能を果たすタイプ
幼稚園型	認可幼稚園が、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ
保育所型	認可保育所が、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ
地方裁量型	幼稚園・保育所いずれの認可もない教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

陸別町には、現在認定こども園はありませんが、今後認定こども園への移行や新たな参入の申請が行われた場合は、申請状況等を勘案しながら、適切な対応を行います。

(3) 教育・保育の質の向上

保育士と小学校教員が連携し、子ども一人ひとりにとって最善の利益となることを目指し、保・小の連携を強化します。

子どもの「行動の特徴」「具体的な興味や関心」「遊びの傾向」「社会性の育ち」「内面的な育ち」「健康状態」「発達援助の内容」等、子ども一人ひとりの様子を小学校に伝え、教員が子どもの特性を適切に把握し、教育に生かすことができるよう努めます。

(4) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

就学前児童の保護者が、産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設等を利用できるようにするためには、特定教育・保育施設等の計画的な整備を行うとともに、保護者に対する情報提供等の支援が必要となってきます。

特に0歳児の保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりすることがないように、育休明けの年度途中の利用についての配慮を行っていきます。

5 地域子ども・子育て支援事業の充実

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業についても、利用者の現在の利用状況と利用希望を踏まえて、計画期間の量の見込みを設定し、提供体制の確保方策及び実施時期を定めます。

(1) 利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について、情報集約と提供を行う。また、子どもや保護者から利用に当たっての相談に応じ、適切なサービスを選択し円滑に利用できるよう必要な情報提供・助言を行うこと、関係機関との連絡調整等が主たる事業内容です。

現在、本町では実施していません。

【確保方策の考え方】

現在の窓口対応にて充足していると考えています。

本町においては、令和7年度に陸別町こども家庭センター設置を予定しています。

(2) 地域子育て支援拠点事業

地域の身近な場所において、乳幼児親子が気軽に集える場を提供し、親子の交流や学びの講座、育児相談等を行う事業です。

本町では1か所で実施しています。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人回/月	120	120	120	120	120
②確保方策		400	400	400	400	400
実施箇所数		1	1	1	1	1
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

保健センター内に設置しており、社会福祉協議会に委託し、週5日、1日5時間開設(土、日、祝祭日、年末年始除く)しています。

(3) 妊婦健康診査

妊婦健康診査は、妊娠が正常に経過していることを確認し、胎児異常やハイリスク妊娠の早期発見、妊娠中に発症する各種合併症の発症予防等、母子共に健全な状態で、妊娠・出産を終えられるよう実施するものです。妊婦を対象とした個別健診を実施し、その診査費の一部を公費負担することにより、安全・安心な出産を支援しています。

① 受診者数

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	7	7	7	7	7
②確保方策		7	7	7	7	7
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

② 健診回数

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	回	14	14	14	14	14
②確保方策		14	14	14	14	14
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

すべての妊婦に対し、公費による一部負担を継続します。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

母親のメンタルヘルス支援を重点において、おおむね生後1か月までの乳児を持つ家庭を対象に、保健師が「乳児家庭全戸訪問事業」として家庭訪問指導を実施しています。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	7	7	7	7	7
②確保方策		7	7	7	7	7
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

保健師が全戸訪問を実施します。

(5) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業の結果に基づき、養育支援が必要と考えられた家庭に対しては、専門的な訪問指導を継続的に実施します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	2	2	2	2	2
②確保方策		2	2	2	2	2
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

保健師の訪問等で対応します。

(6) 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

保護者が、疾病・疲労等身体上・精神上の理由により、児童の養育が困難となった場合等に、保護を適切に行うことができる児童養護施設等において養育・保護を行う事業です。

レスパイトにも使えます(土・日・祝祭日も可)。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	1	1	1	1	1
②確保方策		3	3	3	3	3
実施箇所数		1	1	1	1	1
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

委託先(十勝学園)と連携して対応します。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

「子育ての手伝いをしたい人（提供会員）」と「子育ての手助けがほしい人（依頼会員）」からなる相互援助活動について連絡・調整を行い、子育て支援を行う事業です。

現在、本町では実施していません。

(8) 一時預かり事業

① 幼稚園型

家庭において一時的に保育ができなくなった乳幼児について、施設等で一時的な保育を行う事業です。

現在、本町では実施していません。

② 幼稚園型を除く

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	3	3	3	3	3
②確保方策		3	3	3	3	3
実施箇所数		1	1	1	1	1
過不足（②-①）		0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

満1歳児からの受け入れを行います。

生後6か月から1歳までの児は子ども誰でも通園制度で対応。

(9) 延長保育事業

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育需要に対応するため、通常の保育時間を超えて預かりを行う事業です。

現在、本町では実施していません。

【確保方策の考え方】

延長保育に対する潜在的ニーズがあると思われませんが、現在の枠組みの中で保育時間を延長する取り組みを行っていきます。

(10) 病児保育事業

病児・病後児について、病院の院内学級のスペースなどにおいて、看護師などが一時的に保育等をする事業です。

現在、本町では実施していません。

【確保方策の考え方】

本町内において実施可能な施設がないことから、町外施設の利用について、その方法や費用負担などを総合的に検討していきます。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者や同居親族の就労又は疾病等により、家庭が昼間留守等になる児童を対象に、授業の終了後など一定時間指導し、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

本町は、教育委員会において1か所の学童保育所を実施しています。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	31	34	35	31	30
1年生		10	8	8	6	8
2年生		4	10	8	8	6
3年生		5	4	10	8	8
4年生		8	4	3	5	4
5年生		3	6	3	2	2
6年生		1	2	3	2	2
②確保方策		35	35	35	35	35
実施箇所数	1	1	1	1	1	
過不足（②-①）	0	0	0	0	0	

【確保方策の考え方】

平成27年度より、高学年（4年生～6年生）の受け入れを開始しましたが、これを継続するとともに、第8期社会教育計画（平成28年度～令和2年度、5年中期計画）に従い、「待機児童0名政策」を継続します。また、第9期社会教育計画（令和3年度～令和7年度）の策定においても、この政策を継続する方針です。

(12) 子育て世帯訪問支援事業【新規】

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	1	1	1	1	1
②確保方策		1	1	1	1	1
過不足（②-①）		0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

必要に応じて対応いたします。

(13) 児童育成支援拠点事業【新規】

虐待の防止や子どもの最善の利益の保障、健全な育成を目的とし、養育環境や家庭、学校に課題を抱える子どもやその家族に、居場所となる場を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供など、さまざまな支援を行う事業です。

【確保方策の考え方】

本事業について、本町では実施を予定しておりませんが、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

(14) 親子関係形成支援事業【新規】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者とその児童を対象に、親子間の適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

【確保方策の考え方】

本事業について、本町では実施を予定しておりませんが、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じた検討を行います。

(15) 産後ケア事業【新規】

誰もがより安全・安心な子育て環境を整えるため、退院直後の母子に対して心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。

(事業自体は令和3年度から母子保健事業で実施しています。)

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	7	7	7	7	7
②確保方策		7	7	7	7	7
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

必要に応じて実施いたします。

(16) 妊婦等包括支援事業【新規】

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人回	7	7	7	7	7
②確保方策		7	7	7	7	7
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

必要に応じて実施いたします。

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

保育所等を利用していない6か月から満3歳未満の子どもが、保護者の就労にかかわらず月一定時間の枠のなかで、時間単位等で柔軟に保育所等に通える制度です。こどもが家庭以外の場で家族以外の人と接する機会を得ることで、心身の発達を促すほか、保護者の育児負担の軽減などが期待されています。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人月	3	5	5	5	5
②確保方策		10	10	10	10	10
過不足（②-①）		0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

本町では、国の指針を踏まえ令和8年度から本格実施を予定しています。

なお、令和7年度は、社会福祉協議会による試行事業を実施します。

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【確保方策の考え方】

祝い金その他の町の独自事業により、十分な対応ができているものと認識しています。

(19) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、又は運営を促進するための事業です。

新規参入を希望する事業者が出た場合に相談、助言等を行います。

【確保方策の考え方】

事例が生じた場合に必要な対応を行うこととします。

第5章 分野別施策の展開

第5章 分野別施策の展開

本計画は、次世代育成支援後期行動計画の施策体系に基づく各事業を踏襲するとともに、以下のように事業を展開することとします。

基本目標 1	地域における子育ての支援
---------------	---------------------

基本施策（1） 子育て支援サービスの充実

No.	施策	施策内容	目標指標
1	こども家庭センター事業	母子保健、保育所や子育て支援センターと連携し、妊娠期から子育て期、18歳未満の若者支援まで、切れ目のない支援を行います。 令和7年度設置。	新規
2	子育て支援センター事業	保健センター施設内において、子育てに関する相談や育児の情報共有等を行います。今後も、地域の子育ての拠点として、機能の充実を図りつつ、利用拡大に向けたPRにも努めていきます。	継続
3	保育ママ利用助成事業	就労等により家庭で子どもを保育できない保護者に対し、保育ママに預けた場合、保育料金の半額（上限4万円）を助成します。 今後は、制度自体について検討していきます。	継続
4	一時保育事業	社会福祉協議会により一時的に子どもを預かる事業を実施します。 今後は、子ども誰でも通園制度による対応を検討していきます。	拡充
5	燃やすごみ袋支給	0歳から2歳のお子様の紙おむつ用として燃やすゴミ袋（20リットル）100枚（年50枚×2年）支給します。	継続
6	出産子育て支援祝金	陸別町の未来を担う子どもの出産を祝福し、子育てを支援すること及び健やかな成長を願い、出産子育て支援祝金を支給します。 第1子 20万円、第2子 30万円、第3子 50万円 第4子以降 100万円	継続
7	子育てステップアップ応援給付金	15歳時・18歳時にその祝福と新生活へのステップアップを応援するため、応援給付金を支給します。 ※対象児童一人あたり10万円	継続

基本施策（２） 保育サービスの充実

No.	施策	施策内容	目標指標
5	通常保育事業 認可外保育所 (へき地保育所)	町立の陸別保育所は町内唯一の保育施設であることから、保育の必要性が認められた1歳6か月以上の児童を保育します。 今後も、配置基準に沿った保育士の確保に努めます。 さらに、保育年齢の拡大に向けた検討を行います。	継続

基本施策（３） 児童の健全育成の取組の推進

No.	施策	施策内容	目標指標
6	放課後児童健全育成事業 (学童保育所)	小学校施設の一部を利用しながら全学年を対象に事業を実施します。	継続
7	子どもカフェ事業	町内施設を利用して乳幼児・小学生が集う体験型フリースペースで飲食と学びの場を提供します。	継続

基本目標 2	母と子の健康の確保
---------------	------------------

基本施策（１） 子どもや母親の健康の確保

No.	施策	施策内容	目標指標
1	妊産婦健康診査	妊産婦の健康診査を実施することにより、疾病、異常の早期発見・早期治療や保健指導を行います。	継続
2	産後ケア事業	退院直後の母子に対して心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援を行います	継続
3	乳幼児健康診査	乳幼児の発達・発育の確認及び疾病や障がいの早期発見と保護者への適切な支援を行うため、各健康診査を実施します。	継続
4	健康相談	毎月、乳幼児の発達・発育に関する健康相談を行い、育児の支援を行います（乳幼児相談）。	継続
5	新生児・乳幼児・妊産婦訪問指導	安心して妊娠・出産、子育てができるよう、全対象へ保健師の訪問による指導・産後サポートを行います。	継続
6	予防接種事業	国保診療所との連携により、必要な予防接種を実施し（町外医療機関も含む）ます。	継続
7	歯科保健事業	3か月ごとに乳幼児に係る歯科健診・指導及びフッ化物塗布を実施し、幼児・児童に係る歯科衛生士による歯科健康教育を実施します。	継続
8	発達支援専門員の招へい事業	1歳6か月・3歳児健診時に療育指導事業として、就学前の児童を対象に療育指導員及び言語聴覚士を招へいし、子どもの言葉や行動の問題を正しく把握します。	継続

基本施策（２） 「食育」の推進

No.	施策	施策内容	目標指標
8	栄養指導	3～4か月児健診事後指導として、全員に栄養の摂取指導及び適切な食習慣の確立に向けた援助・助言を行います。離乳食実習も定期的に行っています。	継続

基本目標 3	子どもの教育環境の整備
---------------	--------------------

基本施策（１） 次代の親の育成

No.	施策	施策内容	目標指標
1	体験・交流事業	小学生対象の「夏休み自然講座・ラフティング」事業は廃止し、令和8年度からの新規事業を検討します。小学校6年生を対象とした「魅力体感 in りくべつ」、中学2年生を対象とした「道内英語研修派遣事業」等を通して、仲間意識の形成、社会的マナーを身に付け、子どもの社会性の発達に役立てます。	継続

基本施策（２） 家庭教育への支援の充実

No.	施策	施策内容	目標指標
2	家庭教育学級・講座	学校やPTAとの連携により家庭における養育機能の向上を図るため、家庭教育講座の開催を推進します。	継続
3	世代間交流の促進	子どもを産み育てることの意義を理解し、家庭の大切さを理解できるようにするため、小学校1年生及び2年生が保育所の年長組と異年齢交流を行います。	継続

基本目標 4	子どもの安全の確保
---------------	------------------

基本施策（１） 安全教育の推進

No.	施策	施策内容	目標指標
1	交通安全教室	毎年、7月に町民全体を対象とした「交通安全住民の集い」を通して、交通弱者である子ども等を交通事故から守るため、交通安全に対する啓もう活動を実施していきます。	継続

基本施策（２） 防犯・防災計画の推進

No.	施策	施策内容	目標指標
2	緊急避難場所の確保	市街地店舗等の協力のもと、子どもが駆け込むことができる「子ども110番の家」を設置し、子どもを犯罪から守るため、更なる防犯対策を推進します。	継続

基本施策（３） 有害対策の推進

No.	施策	施策内容	目標指標
3	有害図書・有害情報	有害情報は、子どもに対する悪影響が懸念されるため、北海道青少年健全育成条例に基づき、警察や各種関係機関と連携して、有害環境の浄化を推進します。	継続
4	喫煙・飲酒・薬物防止等活動	児童生徒の発達段階はもとより、将来における健康で安全な生活を送るために、保護者への正しい知識の普及・啓もうに努めます。	継続

基本目標 5	支援を必要とする家庭への取組
---------------	-----------------------

基本施策（１） 児童虐待防止対策の充実

No.	施策	施策内容	目標指標
1	要保護児童対策地域協議会	「陸別町要保護児童対策地域協議会」を設置し、児童虐待の予防対策・早期発見・早期対応のため、児童相談所及び各学校並びに各関係機関との連携促進を図ります。	継続

基本施策（２） ひとり親家庭等の自立支援の推進

No.	施策	施策内容	目標指標
2	ひとり親家庭等に対する相談体制	母子家庭等のひとり親家庭は、経済的・社会的に不安な状態にあるため、それらの状況を把握するとともに、必要時には、家庭相談員等との連携を図りながら、子どもの貧困対策についても支援の充実を図ります。	継続

基本施策（３） 障がい児施策の充実

No.	施策	施策内容	目標指標
3	児童発達支援センター	足寄町の「児童発達支援センターあゆみ園」が障がいのある児童等の通所支援事業を実施します。施設を利用しながら日常的な相談・指導が受けられるように連携強化に努めます。	継続
4	発達支援	療育指導者を保育所に派遣し、発達状況の把握、必要に応じ指導助言を受け、適切な療育指導を行います。言語聴覚士を招聘し、吃音など言語の発達の気になる児、その保護者に対し、検査や面談、指導助言を行います。	継続

第6章

計画の推進に向けて

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進

本計画の推進に当たっては、行政のみならず、教育・保育施設関係者や学校、子ども、子育てに関わる関係機関、企業、町民などとの横断的な連携のもと、各施設について、取組を進めるとともに、子どもが「陸別町」に生まれ育ったことに誇りを持てるよう、子どもの視点に立った施策を目指します。

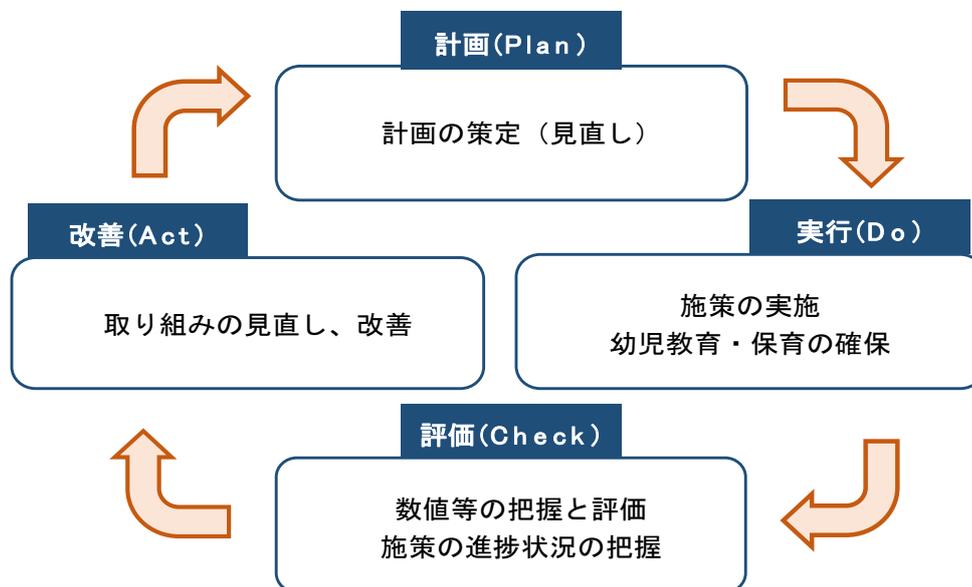
また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応するとともに、新たな課題への取組や、子ども・子育て支援に関する様々な施策について推進します。

2 計画の進行管理

(1) 計画の点検・評価と見直し

本計画に基づく施策を推進するため、「陸別町子ども・子育て支援会議」において、事業計画に基づく事業の実施状況や、これらに係る点検・評価を行います。

また、利用者の視点に立ち、PDCAサイクル（計画・実施・評価・改善）に基づき、評価等を行うとともに、計画全体の進行についても管理を行い、施策の推進や改善につなげていきます。



(2) 計画の公表、町民意見の反映

ホームページなどを活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、町民への浸透を図ります。また、機会をとらえて町民意見を把握し、町民目線を生かした施策・事業の推進を図ります。